

40591

教科書文庫

4
110
44-1938
200030 2/34

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

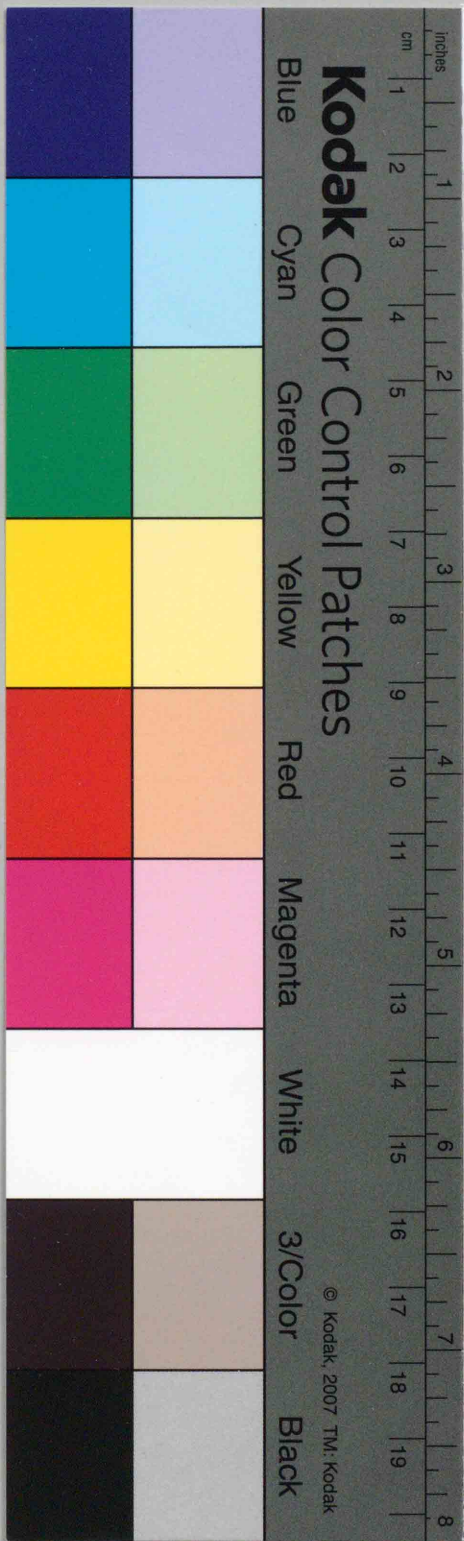


© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

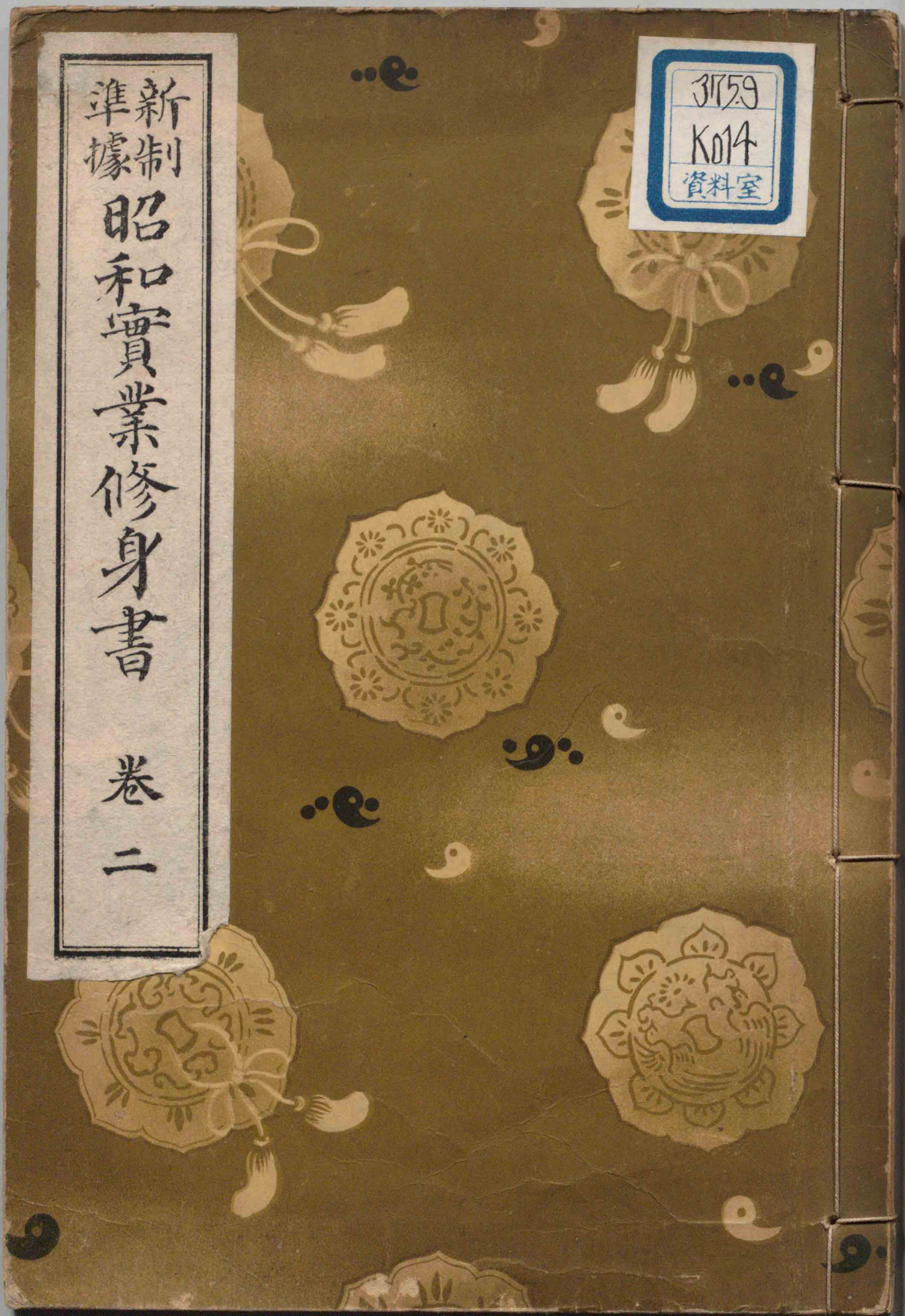
Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



3159
K014
資料室

新制 昭和實業修身書 卷二



日八十二月二年三十和昭
濟定檢省部文
用科身修校學業實

文學博士小西重直著

新制
準據
昭和實業修身書

永澤金港堂發兌

3259
K014

資料室

二東
小林保廣



市商二年南組

藤田

叅

第一種第二學年南組

其理



畫壁館畫繪念記德聖 (法國憲國 六) 啓幸行式兵觀布發法憲

小澤氏子孫傳記

德聖德記繪畫館壁畫

德聖德記繪畫館壁畫



天壤無窮の神勅

豊葦原とよあしはらの千五百秋ちひよあきの瑞穂國みづほくには是れ吾わがが子孫うみのこの王きみたるべき
地ちなり。宜よろしく爾皇孫いますめみまゆ就ゆきて治しらせ。行まきくませ。實祚あまつひつぎの隆さかえま
さむこと當まさに天壤あめつちと窮きはまりなかるべし。

教育ニ關スル勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト

俱ニ拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

戊申詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益國交ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日尙淺ク庶政益更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉產ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誡メ自彊息マサルヘシ

抑我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ炳トシ
テ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク
斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シ
テ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威德ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民
其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名 御璽

明治四十一年十月十三日

國民精神作興ニ關スル詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振
作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留
メサセラレ國體ニ基キ淵源ニ遡リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ掲ケテ其ノ大

綱ヲ昭示シタマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申
ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道德ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵
養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ爾來趨向一定シテ效果大ニ著
レ以テ國家ノ興隆ヲ致セリ朕即位以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ
思ヒシニ俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交至レリ

輓近學術益開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻
詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セ
ムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ災禍甚タ大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興
ハ皆國民ノ精神ニ待ツヲヤ是レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ振
作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實效ヲ舉クルニ在
ルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智德ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風
俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇
厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ保チ

責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ
 入りテハ恭儉勤敏業ニ服シ産ヲ治メ出テハ一己ノ利害ニ偏セス
 シテカヲ公益世務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉
 トヲ圖ルヘシ朕ハ臣民ノ協翼ニ頼リテ彌國本ヲ固クシ以テ大業ヲ
 恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名 御璽
 攝政 名

大正十二年十一月十日

新制 昭 和 實 業 修 身 書 卷 二 目 次

第一課	國 體	一
	一 國體の精華	
	二 皇統の無窮	三
	三 君臣の關係	一
第二課	皇 祖 皇 宗	七
	一 御歴代天皇の御政治	
	二 御歴代天皇の御仁政	三
第三課	天 皇	一三
	一 天皇の尊嚴	
	二 皇位の繼承	三
	三 今上天皇陛下の御聖德	一三
第四課	皇 室	一八
	一 皇室	
	二 我が皇室は姓を有し給はず	一八
	三 皇室と國民との關係	四
	四 皇室の御仁惠	五
	五 皇室に關する敬語	一七
第五課	敬神崇祖と祭祀	二七
	一 敬神崇祖の由來	
	二 皇室の御祭祀	三
	三 神社	一七
	四 祭祀	一七
	五 神と君と民との一致	一七

第六課 國憲國法……………三五

- 一 國家の安寧秩序
- 二 欽定憲法と外國の憲法
- 三 遵法の心得

第七課 臣民……………四三

- 一 臣民に對せられる天皇の大御心
- 二 臣民
- 三 臣民と西洋の人民との差
- 四 支那の臣と民
- 五 臣民とその自覺
- 六 臣民互の心得
- 七 我等の祖先の異民族同化

第八課 忠君愛國……………四九

- 一 國の恩惠は氣附きにくい
- 二 愛國の常道
- 三 我が國と外國との愛國心の差
- 四 忠君と愛國との一致
- 五 忠君・愛國・孝行の三者の一致

第九課 國民皆兵の精神……………五四

- 一 軍備の必要
- 二 兵役の義務
- 三 皇軍
- 四 國民皆兵の心がけ
- 五 國家總動員

第十課 國粹と國產……………六三

- 一 獨特な點
- 二 國粹擁護
- 三 國產愛用

第十一課 家……………六八

- 一 家のありがたき
- 二 家を懷ふの情
- 三 和樂の一家
- 四 家とは何ぞ
- 五 家は道德の淵源

第十二課 親子……………七四

- 一 親の惠は洪大
- 二 藤樹の話
- 三 佛教の母の恩の讚嘆
- 四 父母の愛
- 五 孝は百行の本
- 六 孝行の方法(一)
- 七 孝行の方法(二)
- 八 孝行の方法(三)
- 九 我が國の親子

第十三課 祖先……………八七

- 一 祖先は我が生命の源
- 二 報恩の方法(一)
- 三 報恩の方法(二)
- 四 家法
- 五 家門の繁榮

第十四課 夫婦……………九〇

- 一 夫婦と人生
- 二 和合
- 三 和合の家と國家
- 四 結婚

第十五課 兄弟と親族……………九四

- 一 兄弟の縁
- 二 兄弟の和は大孝
- 三 不和の原因は私慾
- 四 孝悌一致
- 五 親族
- 六 親族相助は古來の風
- 七 親族の道
- 八 舉國親族

第十六課 忠孝一致……………101

一 我が國の忠の特徴 二 我が國の孝の特徴 三 忠孝一致の綜合家族制

第十七課 戊申詔書(一)……………108

一 國力の發展 二 日露戰役後の國情 三 戊申詔書御下賜

第十八課 戊申詔書(二)……………110

一 世界の大勢 二 國運發展の本 三 皇祖皇宗の御遺訓と國史の成跡

目次終

新制 昭和實業修身書 卷二
準據

文學博士 小西重直 著

第一課 國體

國體の精華

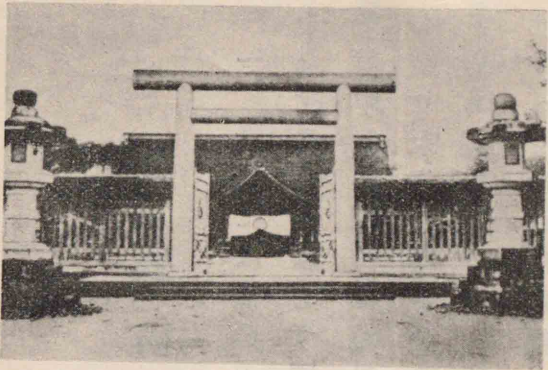
一 世界には無數の國がある。苟くも地球上に存在する限り、國をなせるものは必ず國體を有してゐる。

就中我が國體は萬世一系、天皇の御徳の高きは正に富嶽の高きにも優り、天皇の御慈愛の深きは、大瀛の深きよりも深い。また代々の臣民は忠君愛國の赤誠を捧げて仕へ奉り、君臣和衷の深甚なることは長へに萬國に冠絶してゐる。

この事實は各國の等しく羨望措く能はぬ我が國體の精華であつ

皇統の無窮

橿原神宮



て、國民たる我等も優秀なる國體の有難さには、滿腔の感謝を捧げざるを得ない次第である。

二 我が國體は帝國憲法第一條に「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」と極めて明瞭に記されてあるが、之は實に神代の昔、皇祖天照大神が御孫瓊杵尊に八坂瓊曲玉・八咫鏡・天叢雲劍（草薙劍）の三種の神器を授けて、「豊葦原の千五百秋の瑞穂國は是れ吾が子孫の王たるべき地なり。」宜しく爾皇孫就きて治せ。さきくませ。實祚の隆えまさむこと、當に天壤と窮りなかるべし。」と宣はせられた神勅に基づいたものである。永遠にゆるぎなき我が國體の基礎はここに定り、天壤無窮の皇運もこれより榮え給ふこととなつた。ま

た大神は、これの寶鏡を視まさむこと當に猶吾れを視るがごとくすべし。」と仰せられたので、三種の神器を皇位の御しるしとし給ふこともこの時から起つた。かくて皇孫は神器を奉じ多くの神々を従へて大八洲へ下り給ひ、その御曾孫神武天皇は大和の橿原に宮殿を奠め給うて、即位の大禮を挙げさせられてから、爾來皇運はいやましに榮え給ひ、國運はいよ／＼目出度く進んで來たのである。

君臣の關係

三 臣民の數は無數であるが、これを古來三つに大別する。第一は皇別として皇室から別れた家々であり、第二は神別として神代の昔、我が國を肇め給ふ時にお輔け申した神々の子孫である。この二つは共に皇室と本來は同族であつて、皇室を國家の大本家とあがめ申して仕へ奉つたのである。

第三は外國から皇化を慕ひ奉つて歸化した人々の子孫であつて、これを蕃別といつてゐる。この人々はもとは血統を異にした民族

ではあつたが、皇別・神別の人々と結婚して次第に血族關係を深め遂にはその人々にも劣らず忠君愛國の道に勵み、皇室におかせられても、その間に何等差別を設け給ふことがなかつたので、蕃別の系統からも調伊企、籙行基、坂上田村麻呂、最澄等の如き忠臣や偉人も出て、君國の爲に大功を立てた。しかも長い年代を經過する間に、皆よく融合して、國民全體が一大家族となつてしまつたのであつた。

かく皇室は國民の總本家であらせられ、國家は皇室を中心として肇められたのである。されば皇室は萬世一系で、他の氏々と區別する必要がないから、古來姓も氏も有せられない。諸外國ではもと同様に國民であつた者の中で強いものが他を服従させて君主となり、また選ばれて大統領となり、或は外國の異民族が征服して君臨したものである。従つて他と區別する爲には必ず姓氏の必要が有つたのである。廣い世界に姓氏を有せられないのは我が皇室だけであ

る。

翻つて天皇と臣民との關係を見ると諸外國で見るやうな冷やかな事實は嘗て見られなかつた、絶對になかつた。外國では主權者と臣民との關係は多くは法令的・抑壓的である。然るに我が國では皇室は本來血統關係ある國民全體の總本家にましますから、君民の間柄が非常に圓滿・親密である。義は君臣の關係であるが、情は父子のやうな親しみがあつた。天皇は畏れ多くも家長の如き位置にあらせられ、臣民を赤子のやうに愛撫し給ひ、國民は天皇を慈父のやうにお慕ひ申し、皆共に臣民の本分を守つて來たのである。

従つて我が國民は古來皇室に對し奉つて忠誠無二であり、君臣の分は少しも紊れなかつた。大國主命は惡神を征伐し、人民をなづけて出雲地方を廣く治めて居られたが、天照大神は我が國を悉く皇孫の治め給ふべき國とお定めになつたので、武甕槌命、經津主命を御使

としてその國土を献上するやうに諭さしめられた。

その時大國主命は長子事代主命と共に、謹んで勅命に従ひ、杵築宮に退隱せられた。長い年月の間には臣下の間に政治上の權勢の争は屢、起つたけれども、未だ曾て皇位に累を及ぼし奉つたことがない。蘇我蝦夷父子や道鏡などの如き僭上せんじやうのあまり、非望を起した者も一二あつたが、すぐ國民から擯斥ひんせきせられていづれも罪せられた。この尊い國體を保護し皇運を扶翼し奉ることが、我等日本人の最大の誇りであり、務である。

○

明治天皇御製

國民はひとつ心にまもりけり

遠つみおやの神のをしへを。

神代よりうけし寶をまもりにて

治め來にけり日のもとつ國。

第二課 皇祖皇宗

御歴代天皇
の御政治

一 御歴代の天皇は皇祖の神勅を奉じ給ひ、畏くも御身みづから文武の御修養を積ませ給うて、範を天下に垂れさせられ、御仁政を國民の上に御布きになつた。勅語に「徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ」と仰せられたのは、全くこのことに外ならない。

神武天皇は始、日向の高千穂の宮にあらせられたが、皇祖の勅語に對へ奉り、天業を恢弘し給はんと、思召で、兵船を整へ、國々の賊を討平げて、その後大和の橿原に宮室を營み、即位の大禮を擧げさせられた。これ實に紀元元年の事である。この御盛儀に際し詔を下して、當に山林を披拂ひ、宮室を經營りて、恭みて寶位に臨み、以て元元もとまたもとを鎮むべし。上は則ち乾靈の國を授け給ふ徳に答へ、下は則ち

皇孫の正を養ひたまひし心を弘めむ。然して後に、六合を兼ねて以て都を開き、八紘を掩ひて宇と爲むこと、亦可からずや。と仰せられた。これはまことに天皇が御みづから御徳を修め給ひ、我が國が年々に榮え行くべき道を御指導し給ふ大御心をお示しになつたもので、また實に御歴代天皇の繼承し給うた御精神に外ならなかつた。

されば崇神天皇が、
我が皇祖諸天皇宸極を知ろしめすことは、豈一身の爲ならんや。蓋し人と神とをととのへて、天下を経綸め給ふ所以なり。故によく世に玄功を闡め、時に至徳を流く。今朕大運を奉承りて、黎元を愛育ふ。いかにしてか皇祖の跡に聿べ遵ひ、永く窮りなき祚を保たん。

と仰せられた詔は、まさに神武天皇の御精神を承け繼がせ給うたのである。されば御歴代の天皇が忝なくも、御修徳に勵ませ給うたことは並大抵ではなかつた。文武天皇は詩を作り給うて、
朕常に夙夜に念ふ、
何を以てか拙心を匡さん、
猶往古を師とせざれば、
何ぞ元首の望を救はん。
と仰せられた程であつた。この御心は古來一貫してゐて不動のものであつた。明治天皇も、畏くも次の如き御製を詠せさせ給うてゐる。

かみつよの聖のみよのあととめて
わが葦原の國はをさめむ。
おごそかにたもたざらめや神代より
うけつぎ來たるうらやすの國。

二 御歴代天皇が文武の政にいそしみ給ひ、人民を赤子と思召して御愛育になり、臣民が上下力を協せて忠義の道を盡して天下の安

御歴代天皇
の御仁政

穩を圖らんことを望ませ給うたものであつて、その御精勵のほどは雄略天皇の御遺詔にも、

筋力精神一時に勞竭きぬ。此の如きの事、本より身の爲のみに非ず。たゞ百姓を安養せむと欲するのみ。

と仰せられてある。思ふだにまことに忝けないことと言はねばならぬ。

後奈良天皇の御代には天變地異が續き、米穀實らず、餓死するものが多く、その上、惡疫さへ流行したことがあつた。天皇はいたく慨かせられ、忝くも御みづから般若心經を寫し給ひ醍醐三寶院(京都市伏見區)の義堯僧正をして疫病のやむやうに祈らしめられた。その心經の終に御宸筆で次の如く述べさせ給うた。

今茲天下大いに疫し萬民多く死亡に陥つ。朕民の父母として德覆ふ能はず、甚だ自ら痛む。竊かに般若心經一卷を金字に寫

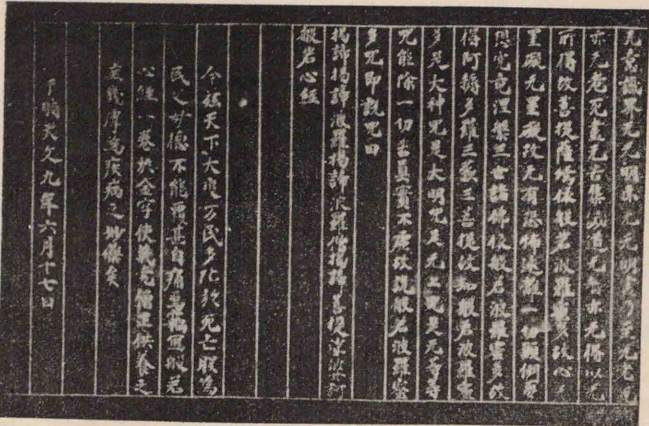
し、義堯僧正をしてこれを供養せしむ。庶幾はくば、疾病の妙藥

となれ。

その上、諸國一の宮に御宸筆の般若心經を獻進せさせたまうて、ひとしく疾病のやむやうに祈禱せしめられた。實に畏くも有難き極みではないか。又、明治天皇は明治元年に御宸翰の中で

今般 朝政一新ノ時ニ膺リ天下億兆一人モ其處ヲ得サル時ハ皆 朕力罪ナレハ今日ノ事 朕自身骨ヲ勞シ心志ヲ苦メ艱難ノ先ニ立古 列祖ノ盡サセ給ヒシ蹤ヲ履ミ治蹟ヲ勤メテコ

ソ始テ 天職ヲ奉シテ億兆ノ君タル所ニ背カサルヘシ



後奈良天皇御宸筆般若心經

と仰せ給うた。明治天皇の御製にも、
照るにつけくもるにつけて思ふかな
わが民草のうへはいかにと。
と詠ぜられた。帝國臣民たるもの誰れか、御仁惠の廣大なことに感
泣しないものがあらうか。

○
明治天皇御製

はるかにもあふがぬ日なしわが國の
しづめとたてる伊勢のかみ垣
榎原の宮のおきてにもとづきて
わが日本の國をたもたむ。
いにしへのふみ見るたびに思ふかな
おのがをさむる國はいかにと。

第三課 天 皇

天皇の尊嚴

一 既に述べた如く、我が國の國體は萬國無比である。その萬國
無比の國體は萬世一系の天皇が統治し給うてゐる。率土の濱、津々
浦々に至るまで天皇を離れては存在の意義がない。
また我が國の天皇は皇祖の御直系であらせられ、皇祖天照大神の
神勅を奉じて君臨したまふ現人神である。故に我が國民も亦古來
この現人神に對しては赤誠の限りをつくして仕へ奉つたのであつ
た。

歌聖柿本人麻呂は

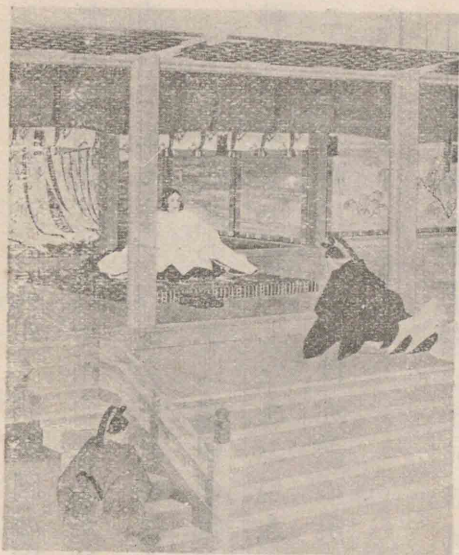
皇は神にしませば天雲の

雷の上にいほりするかも。

と詠じてゐる。このやうに、古來天皇を神と詠じ奉つた歌が甚だ多

皇位の繼承

明治天皇御
踐祚式



い。吉田兼好も、徒然草の中で、皇位の尊嚴を稱へ奉つて、帝の御位はいともかしこし、竹の園生の末葉まで、人間の種ならぬぞやんごとなき」と讚し奉つてゐる。憲法第三條に「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」とあるのもこの旨を明かにしたものである。

二 皇位は一日も曠しくすることが出来ない。天皇が崩じ給ふ時は、皇嗣がすぐ踐祚し給ひ、三種の神器を承け継ぎ給ふのである。中古は天皇が崩御にならないても、御意志によつて皇嗣に御位を譲らせられることがあつたけれども、今後は讓位は絶対に御行はれないことになつてゐる。

天皇が踐祚されると、すぐ年號を改められる。昔は踐祚の翌年に改元されるのが普通であり、また御一代の間に何度も改元されたが、今後は踐祚と同時に改元せられ、かつ御一代中一元と定められてゐる。一年の御諒闇が終つた後、秋冬の季に京都に於て即位の大禮と大嘗祭とを行はせられるのである。

皇位を継ぎ給ふのは、皇統の男系の男子に限つてあり、昔は稀に女帝が皇位を繼がれることもあつたが、今日は許されてない。皇位を繼承し給ふ御順位は皇室典範に詳しく規定してある。普通ならば皇長子が継ぎ給ひ、皇長子があらせられぬ時は、その御子孫が立ち給ふ。皇長子及びその御子孫が皆おはしまさぬ時は、皇次子及びその御子孫に傳へられる。

三 今上天皇陛下は大正天皇の第一皇子にましく、明治三十四年四月二十九日御降誕あらせられ、御名を裕仁と申し奉る。大正五

今上天皇陛下の御聖徳

年御年十六で立太子の禮を擧げさせられた。御幼少の御時より御孝心深くおはしまし、陛下がまだ芝高輪しばたかゐらの東宮御所に居させられた頃、御所の裏に菜園を設けられ、御參内の折には豫め御みづから畑に下り給ひ、御父母陛下の好ませ給ふ野菜を選ばせられ、これを御獻上あらせられた。

今上天皇陛下は學習院を經、東宮御學問所で多くの學者を召して朝夕御學問にいそしみ給うたが御成業の後大正十年歐洲列國の元首を御訪ねあつて國交を惇あやうせられ、また各國の文化を御視察になつて御見聞を廣めさせられた。

その頃大正天皇は御不幸にも御不例にわたらせられたので、今上天皇陛下は深く御心を悩ませられ、屢、御見舞になつて、ねんごろに御慰めになつた。同年十一月大正天皇は皇太子を攝政に任ぜられ、ひたすら御養生になつたのであるが、同十五年十二月葉山御用邸で御

病が俄に重らせ給うた。この時今上天皇陛下は日夜幾度となく御參殿になり、御病床の御側で親しく御看護あらせられた。

同十二月二十五日大正天皇が崩御になつたので、御悲痛を忍んで今上天皇陛下は踐祚せんそあらせられ、年號を昭和と改められた。ついで昭和三年十一月十日京都御所で即位の大禮を行はせられ、同十四日大嘗祭を行はせられた。

天皇陛下は文武の政に御勵みになるのみならず、御仁徳あつくましますので、我々臣民は國運がいやまし榮える目出度き御代に逢ひ奉る喜びと共に、御惠の到らぬ限くまのない有難さに感泣せざるを得ないのである。

天皇陛下は風水害その他の變災がある時は非常に下々の安否を御憂ひ遊ばし、或は侍従を遣して狀況を調査せしめられ、或は御内帑ないたう金を御下賜になつて罹災者りさいさを救濟、慰問させられる。中にも大正十

二年の關東の大震災の折には長くも御みづから被害の状況を御巡視遊ばされ、焦土の中の遭難者の實狀をば御覽になつて、その災厄を御憐愍になつたことさへあつた。

○

皇は神にしませば赤駒の

はらばふ田居を都となしつ。

第四課 皇室

皇室

一 天皇を御家長としたまふ御一家を皇室と申し奉る。但しここに御一家と申し奉るは、臣民の家とは其の意味が自ら異なるのである。天皇の御家族は即ち皇族にまします。太皇太后、皇太后、皇后、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃、親王、親王妃、内親王、王妃、~~皇太子~~の御

我が皇室は
姓を有し給
はず

方々を皇族と申上げることには皇室典範に規定せられる所である。
二 我等は既に國體、皇祖、皇宗、天皇の御事について學ぶ所あり、その尊嚴なる所以も十分に悟つた。この尊嚴無比なる皇祖、皇宗の直系にまします天皇を中心としたまへる皇室の尊嚴さは今更申すまでもないことであるが、しかし諸外國の帝王と比べて最も著しい相違點について更に詳説しておかう。

それはさきにも述べた如く我が皇室に姓のおはさぬことである。我が國は古代にあつては氏族を單位とした國家であつたので夙に大伴、物部、中臣、忌部等の氏の名を生じてゐるが皇室におかせられては始めから唯一絶對の現人神であらせられるが故に他と區別するための姓氏の必要は勿論なく、國家即ち皇室であり、皇室即ち大家おほやけ公きみけであつた。

皇室に姓のおはさぬことは我等國民にとつては古來慣れ來つた

皇室と國民との關係

こと故誰れも今更怪しむものはないが外國人はこれを知つて驚嘆するのである。詩人大窪詩佛はその大統歌に歌うて曰ふ。

天地開闢來ヨリコノカタ 大統長相傳ニ 天子無シ姓氏ニ。

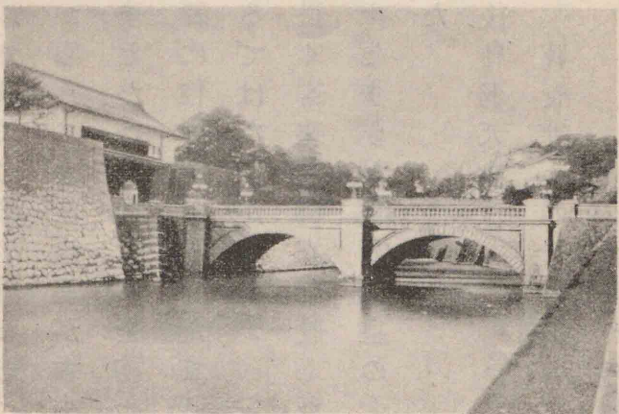
正知姓ハ是天ナルヲ 天皇如ク日月ニ 萬古無シ變遷ニ (後略)

まことにこの一事を以てしても我が國體と共に我が皇室の世界に類のない尊貴さを知ることが出来るであらう。この絶對無二の尊貴なる皇室の存することが即ち我が國體の存する所以なのである。

三 しかし我が皇室がかくの如く尊嚴にあらせられるといふことを以て、我等國民から超越隔絶したる尊嚴としてはならない。狂るべからざる尊嚴と同時に離れがたき親密がある。そは我が國體の性質上、一國一家の國家の元首にてまします天皇は、實に我等の大御親であらせられるからである。大御親の御一家は我等にとつて

宮城

皇室の御仁惠



四 皇室は國民の御宗家であらせられるが故に、御歴代の皇室は

は唯一の大宗家であらせられる。畏けれども俗語でいへば御本家であり、我等の家は皆分家の末である。故に皇室と我等との間には權力關係などのやうな冷たい關係は絶對にあり得ない。義は君臣にして情は猶父子の如し。とは皇室の方から國民を視給ふ時の思召であるばかりではなく、我等國民も亦皇室に對しては衷心からさう思つてゐるのである。

かくして我が國は國家と皇室と國民とは渾然たる一體不離の關係にあるのである。

代々皆我が國民徳化の中心になつて居られる。特に仁慈の御高德を以て國民に接し給うたことに至つては、例をあげると枚擧に遑がなからう。また皇室が古來、仁の徳を重んじたまふ御精神の深くましましたことは、天皇を初め奉り皇族の方々に至るまで、男系の方の御諱に仁の字を用ひたまうたことの如何に多いかを見ても拜察されるではないか。

畏くも寒夜御衣を脱したまうて、民草の夜半の寒さに愛憐を垂れさせたまうた醍醐天皇の大御心は、やがて皇室御歴代の大御心であつた。

後鳥羽天皇

夜を寒みねやの衾ふすまのさゆるにも
わらやの風を思ひこそやれ。

後嵯峨天皇

なか／＼に人より物を歎くかな
世を思ふ身の心づくしは。

伏見天皇

いたづらに安き我身ぞはづかしき
苦しむ民の心おもへば。

後醍醐天皇

世治まり民安かれと祈るこそ
わが身につきぬ思ひなりけれ。

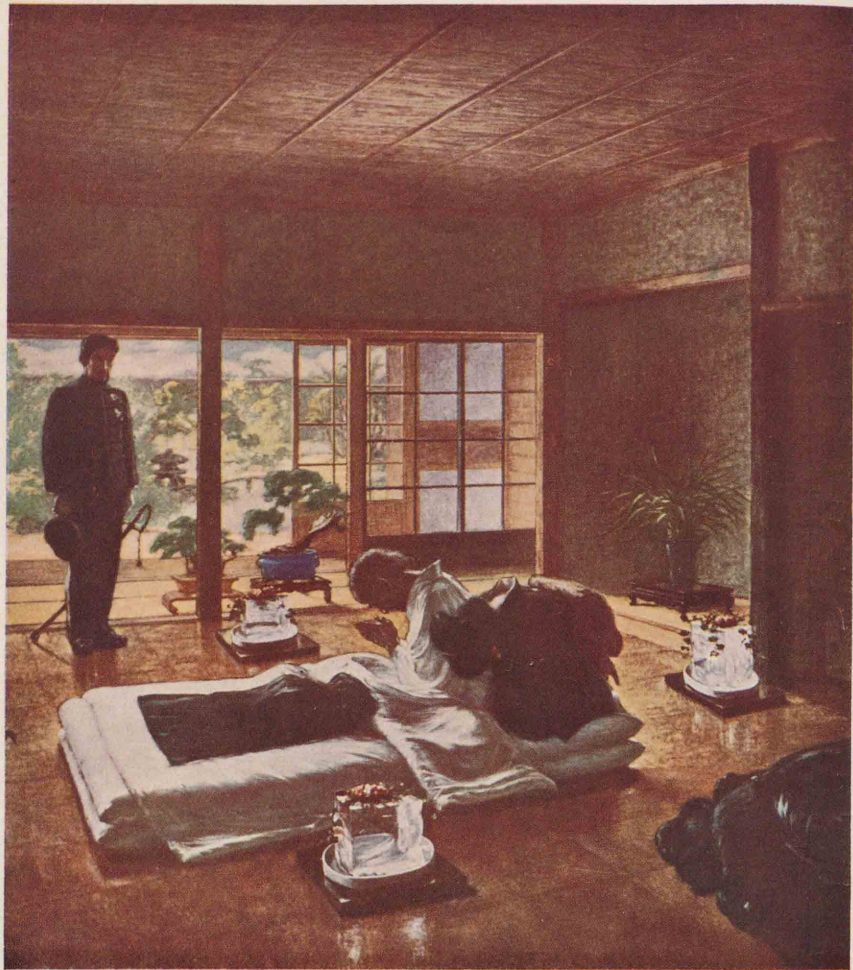
わけても明治天皇の御仁徳に至つては國民として誰れか之を知らぬ者があらう。實に天皇の御製の中には民を思ふ大御心を詠ぜさせ給うたものが實に夥しく見受けられるのである。
とこしへに民やすかれといのるなる
わがよをまもれ伊勢のおほかみ。

照るにつけくもるにつけて思ふかな

わが民草のうへはいかにと

この御仁徳ふかき天皇に配しまつるに慈愛の坤徳高くおはしました昭憲皇太后の御事蹟も亦我等國民には感銘措く能はぬところである。このやうな兩陛下の御遺徳を嗣承し給へる現在の皇室が、御仁徳に充ちあふれさせたまへることは申すまでもないことである。

常に民の苦痛を苦痛としたまひ、天災地變その他の災害ある毎に勅使をつかはされてお見舞ひなされたり、或は多くの御内帑金をお下し賜はることは新聞紙などにて見ても常に我等を感泣せしめる。かくの如く皇室は常に民を子の如く愛せられ、民は皇室を親の如く慕ひ奉り、皇室と國民とが同心一體となつて、一國にして一家たる我が國家は益々榮え行くのである。



岩倉邸行幸(四皇室) 聖徳記念繪畫館壁畫

皇室に關する敬語

明治十六年右大臣岩倉具視の病が篤くなつた時、明治天皇は屢侍從侍醫をして病を問はしめられたが、七月五日親しく病室に入御の上見舞はせられ、十九日病革まると聞し召されるや、急ぎ駕を命じて再び御みづから病を問はせられた。具視は行幸の報を聞き、恐懼措く所を知らなかつたが、身體の自由を失つてゐたので、服を更へる力もなかつたから、袴を衾の上に置いて禮装に代へた。最敬禮し奉ることも叶はなかつた爲、附添に扶けられ、わづかに半身を起して、唯兩手を合せ、天皇を拜み奉るばかりであつた。天皇が老臣をいつくしみ給ふことの深きは、實に感激に堪へないほどである。

五 我が國は君臣の分が儼として紊れないので、皇室に限つて用ひられる敬語が甚だ多い。國語では天皇をみかど或はすめらみこととも申し、漢語では皇帝至尊、聖上主上などと申し、陸海軍を統率し給ふが故に、大元帥と申し奉る。皇居を内裏九重宮城といひ、また禁中、禁裏ともいふ。御車を車駕、龍駕といひ、御輿を鳳輦ほうけん、鸞輿らんよといふ。

御出ましを行幸臨幸、御歸りを還幸、還御と申す。行幸の間、暫く留らせ給ふことを駐蹕ちゆうひつ又は駐輦ちゆうべん、そのおはします所を行宮、行在所と申す。御行列を鹵簿ろぼと申す。太皇太后、皇太后、皇后、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃の御出ましを行啓、御歸りを還啓、其の他の皇族方の御出ましを御成と申す。

天皇の御見聞、御思慮は叡聞、叡慮、叡感、天聽、天覽、聖旨、聖聞、宸襟ちんきんなどと申し、御身を玉體、龍體、御顔を天顏、龍顏、御歩を玉歩、御畫像を御影、御寫眞を御眞影、御座を玉座、出入させ給ふことを出御、入御、臨時の御休息所を便殿と申し、天皇の御言葉を上諭、勅命、勅語、綸言りんげん、宣旨せんじ、御沙汰などと申す。御書を御宸翰、御宸筆、御作の詩歌などを御製、御機嫌を天機と申す。令旨りやうじは皇族から仰出されたことをいふ。

天皇及び三後の敬稱は陛下、皇族の敬稱には殿下を用ひることは皇室典範の御定である。天皇の御年齢を實算、聖壽と申し、天皇及び

三、后のかくれ給ふことを崩御、他の皇族には薨去と申す。皇子孫の生れ給ふことを降誕と申す。これらの敬語は臣民の尊皇心の現れであるから、我々は注意して敬語を正しく使はなければならぬ。

第五課 敬神崇祖と祭祀

敬神崇祖の
由來

一 我が國では古來政治のことをまつりごとと言つてゐる。まつりごととは祭事まつりごとであつて神をお祭りすることである。故に我が國の古代に於ては政治と祭祀とは全く一致してゐた。天岩戸の事柄や、神武天皇の御東遷の際のことを始めとして、即位その他大事ある毎に祭祀が行はれてゐる。或は四道將軍の派遣或は三韓綏撫等凡そ國家に重大關係ある事の生ずる毎に必ず祭祀が行はれた。この祭祀政治一致の精神は皇室におかせられては今もなほ繼承されてゐることは我等の十分知つておかねばならぬことである。

實に我が國の祭祀は一方反始報本報恩感謝の誠を效すと同時に皇室國家國民の繁榮平和幸福を祈念されるものなのである。

御歴代の天皇は皇祖の神勅を奉じ、その御遺訓に遵つて國政を視そなはし、國民を愛恤せられたのであつた。されば我が國の政治の要點は皇祖の神勅と御歴代の天皇の御遺訓とに存すると見なければならぬ。神武天皇が即位の大禮をあげさせられて、上は則ち乾靈の國を授けたまふ徳に答へ、下は則ち皇孫の正を養ひたまひし心を弘めむと仰せられたのは、まさしくこの意味を仰せられたのであつて御代代の天皇の御精神も亦これに外ならない。よつて神武天皇はまた詔して

我が皇祖の靈や、天より降墜りて、朕が躬を光助けたまへり。今諸の虜已に平ぎ、海内無事なり。以て天神を郊祀りて、用て大孝を申べたまふ可し。

と宣ひ、祭場を鳥見の山中に立てて皇祖天神を祭らせられ、國政の根本が祭祀にあることを明示せられた。

更に天照大神は神鏡について特に皇孫に

此れの鏡は、専ら吾が御魂として、我が前を拜くが如、いつきまつ

神

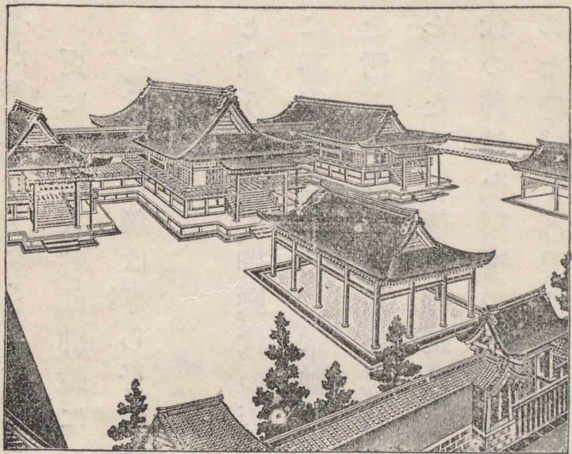
と宣うたので、御歴代の天皇は天照大神の御靈代として神鏡を宮中に奉安せられた。崇神天皇の御代、既に神代を去ることが遠く神威を汚してはならぬと思召され、神鏡と神劍は別に宮を設けて奉安せられたので、後に神鏡は伊勢の宇治にお祀りすることとなつたが神代の神鏡を鑄奉つた石凝姥命の子孫をしてこの時新しく作らせられた神鏡を宮中に奉安せられた。これが賢所であり、また内侍所とも申し上げる。御代々の天皇はこの宮中の内侍所を拜し給ふことを皇祖天照大神と宮殿を同じうし給ふが如き大御心にて拜き給ひ、

皇室の御祭祀

大神の御心を以て御心とし、大神の御精神と御一體にならせ給ふのである。

二 されば天皇は特に祭祀を重んじ給ひ、宮中の賢所、皇靈殿、神殿の三殿の恒例並びに臨時の御祭祀はいとも御嚴かに執り行はせ給ふのである。まづ新年に一月一日宮中で早朝に神宮を始め四方の神々を拜せられ、且、歳旦祭を行はせられ、紀元節祭は宮中の三殿で御親祭あらせられ、天長節祭、明治節祭には三殿で掌典長をして御祭典を行はしめ給ふ。

又、大祭日には一月三日の元始祭に、天皇陛下御みづから三殿で御祭典を行はせられて、孝敬をのべさせ給



宮中三殿の圖

神社

ひ、四月三日の神武天皇祭に、御みづから皇靈殿にて神武天皇を祭らせられ、十二月二十五日の大正天皇祭にも御みづから皇靈殿にて御父大正天皇を祭らせられる。神嘗祭は十月十七日新穀を神宮へお供へになるのであつて、朝廷では豫め勅使をして幣帛を奉らしめ、天皇陛下は御みづから神宮を遙拜せられ、かつ賢所で祭典を行はせられるのである。新嘗祭は十一月二十三日であつて、神嘉殿で新穀を天照大神を始め奉り多くの神々に供へて、天皇陛下御みづからも聞き召す。春分、秋分の日には御歴代の皇靈を皇靈殿で御親祭あらせられ、且、神殿の神々をも祭らせ給ふのが春季皇靈祭、秋季皇靈祭、春季神殿祭、秋季神殿祭である。

三 我等の宗室たる皇室におかせられては、かくの如く祭祀を嚴かに行はせられて敬神崇祖の誠を效したまふのである。之は實に我等國民にとつては祭祀の模範を垂れたまふものと思ひ、これに倣

ふところがなくてはならぬ。

我等國民の敬神崇祖の精神は主として各地に存在する神社に於て發揮せられてゐる。神社を建てて神を祀り崇めることは我が國固有の習俗であつて、美風中の美風である。されば神社は我が國の津々浦々、山嶺の頂にも水邊の涯にも無いところはない。いかに小さい村でも鎮守の森がある。

これらの神社は大抵氏神若しくは産土神うぶすながみをマツつてある。氏神の起りは古代に於て臣民も皇室に倣うて各自の始祖をその氏族の神として神社に祭り、氏族團結の中心とした。後には始祖でなくとも氏人の崇拜する神社は皆氏神と稱へるに至つた。これと相並んで一方には土地を守護する産土神を祭る神社も生ずるやうになつた。神社の祭神は大抵皇祖皇宗か、或は皇祖皇宗に奉仕した神々か、その後國家若しくは、一地方に功勞のあつた人々の神靈である。

祭祀

四 神社の主なる目的はいふまでもなく祭祀である。祭祀とは俗にいへばお祭りであるが、お祭りといへば各地に年中行事として行はれる祭禮につきものなるお祭騒ぎが聯想され易いが、決してかかる娛樂的のものではない。祭祀は非常に嚴肅なるものである。宮中に行はせられる色々の祭祀を見るがよい。古來祭祀に齋戒・沐浴とか潔齋とか禊みそぎが行はれるのを見ても如何に嚴肅になさねばならぬことかが知られよう。祭祀は實に神に對して崇敬の心もて反始報本・感恩報謝の誠をつくすべき儀禮・儀式である。

就中宮中の祭祀、神宮の祭祀、全國官國幣社の祭祀に至つては、國家の法令によつて定められたものであつて、實に國家の大典である。祭祀が國家の大典であるところに我が國獨特の祭政一致の精神が現れてゐるのである。

五 祭祀はかくの如く國家的のものであることがわかれば、神社

神と君と民
との一致

は我が皇室國體國民と密接不離の關係のあることが悟られよう。實に我が國にあつては神と君と民とは切つても切れぬ關係があるのである。されば神社崇敬は尊皇の心と一致し、愛國愛郷とも一致し、祖先へ孝をつくす道とも一致するのである。

「大日本は神國なり。」と北畠親房が神皇正統記の中に言つたのはこの意味に於て至言であつた。

我等は以上の如く祭祀神社の大切なる意義を知ると共に益敬神崇祖の精神を養ひ神國固有のこの美風を發揮することに努力せねばならぬ。

○

明治天皇御製

とこしへに國まもります天地の神の祭をおろそかにすな。

わが國は神のすゑなり神祭る

昔の手ぶり忘るなよゆめ。

天地の神にぞ祈る民のため

雨風ときにしたがひぬべく。

第六課 國憲國法

一 國家の安寧秩序を維持し國運の發展を圖るために國にはいろいろの法律規則が要することは言ふまでもない。されば何れの文明國もそれ／＼その國に適する國憲國法を作つてその勵行につとめるのである。

二 由來外國の憲法の多くは人民が革命を起した結果として制定されたものか、或は人民が君主に迫つた結果制定されたものであつて、何れも人民の權利の擴張を目的としてゐる。随つて何れも血

國家の安寧秩序

欽定憲法と外國の憲法

なまぐさい變亂の產物である。それ故君主は屢これを廢止し、或は憲法の效力を縮小せんとし、人民は益これを擴大せんとする權力爭奪の結果、勝利者によつて制定されたものであると言はねばならぬ。我が國の憲法は全くこれと類を異にする。我が國は古來、和協を重んじ、神代の昔、既に國の大事には神々が會議を開いてこれを決定して居られる。明治天皇は早く萬機公論に決すべき旨を仰出されたが、臣民の康福を増進し、その懿徳良能を發達せしめんことを御希望のあまり、臣民を政治に參與せしめて民意の尊重を期し給ひ、我等臣民と共に國家の進運を開き給はんと、誠に忝い大御心から遂に憲法を欽定し給うた。憲法發布の上諭の中には次の如く、

「朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿徳良能ヲ發達セシメムコトヲ願ヒ又其ノ

翼賛ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム」

と宣はせられた。平和の中に君主から進んで憲法を發布するといふことは、諸外國には曾てなく、又あり得ないことで、我が國の憲法が臣民を愛撫し給ふ大御心から制定せられ、萬民歡呼の中に發布されたのを見て、當時の西洋人が非常に驚いたのも尤もである。

三 今日の一切の法律命令はこの憲法を基としてこれから派生したものである。

されば一切の國法も皆天皇の御命令であり、國體の表現であると心得なければならぬ。教育勅語にも「常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ」と仰せられてある。國憲國法に遵ふとは單に法の外形に従ふこと

遵法の心得

ではない。法の精神をよく理解し常に自ら進んで法の目的に合ふやうに心がけねばならぬといふ意味である。

一體、法律規則は一切の場合を網羅し得ない。だから我等に遵法の誠意がない時は所謂免れて恥なき民となり易い。幸に我が國民は古來忠君愛國の念あつく随つて遵法の精神が強い。随つて又免れて恥なき民は少い。

況んや憲法は皇祖皇宗の御遺訓に基づいてお作りになつたものであることを知つてはどうしてこれを尊重し遵守せずにおかれよう。諸子は他日公民科に於て憲法の内容について一々教へられるであらうが、その時十分注意して聖旨の存するところを理解し、天皇の我等臣民に對する仁慈信賴の大御心に副ふべく、立憲國家の一臣民として恥づかしからぬ修養に努めねばならぬ。

明治天皇と
憲法會議

明治二十一年六月十八日から憲法會議が開かれた。廣間の一方に御椅

子があり、御椅子の傍に御帽子を御載せになる小さな卓子を置き、御椅子の後に金屏風半双をたてて、明治天皇は、出御遊ばされると、南に向つて御着座になつた。議場は、馬蹄型に卓子を並べ、その馬蹄の開いた真中に、玉座があつて、天皇の右の方には皇族の椅子があり、つづいて、内大臣三條實美公、内閣總理大臣黒田清隆伯以下、各大臣が馬蹄型に並び、天皇の左の方には、伊藤議長、井上書記官長、伊東書記官及び私が着席し、その次には、寺島副議長、樞密顧問官の席がつづいた。

第一に議したのは皇室典範で、五月八日に初まり、最後には貴族院令で、その年の十二月十七日に終つたが、その間本會議を重ねること實に前後三十八回。天皇は、本會議には毎回臨御あらせられた。この間の御精勵は、私共まことに恐れ入つた次第で、朝の定刻にきつちり出御遊ばされ、御晝食に入御遊ばされて、午後一時又出御、午後三時乃至四時迄、御着御に相成つて、一回も御缺席遊ばされなかつた。

夏の盛り、午後になると、玉座に西日がさして、御膝元まで照りつけたこと

があつた。

私共は、どうすることも出来ず、ハラ／＼してゐたが、天皇は「暑い」とも何とも仰せられなかつた。黒田總理大臣が、御見兼ね申して、立つて障子を閉めたぐらゐだつた。忘れもせぬ、十一月十二日の會議當日のことであつた。侍従が、あわただしく入つて来て、伊藤議長に耳打した。その時は、顧問官が、折角議論をたたかかせてゐる最中であつた。

議長は席を立つて、天皇に何事か内奏した。私共は、侍従のいつたことも、議長が内奏したことも、何も判らなかつた。天皇は、相變らず御自若として玉座についてをられた。

會議はすんで、議長が入御を奏請し、天皇は玉座からお立ち遊ばされた。そこで議長は一同に向つて初めて宣告した。

「さて、只今入御あつたのは、皇子殿下が薨去遊ばされた爲である。先刻侍従がその報告をした時、余は議事を直ちに止めて入御遊ばされますか、如何取計らひませうかと申し上げた處、陛下は、この一條が議了する迄は議事を

続けよと御沙汰になつたにより、討論をつづけ、可否を採り、それから議事のすんだことを申し上げ、只今入御に相成つた次第である。」

議長からこの報告を聞いた時は、列座の顧問官は、勿論私共一同、感涙に咽んだ。

この日、皇子昭宮猷仁親王が薨去遊ばされたのである。天皇は、皇子の薨去は皇室の私事である、憲法會議は國家の公事である、公事の前に私事はなといふやうな有難い思召があつた爲、議事の一片づきする迄、玉座を御立ち遊ばされなかつたものと拜察し奉つてゐる。

かくの如き 聖天子が、世界のいづれの國にあるであらうか。天皇は、御親子の御情愛特に御こまやかと承つてゐる。それにも拘らず、御泰然として會議の終結を見るまで入御遊ばされなかつたこの一事は、天皇が、いかに國家の重要なる政務を尊重し給ふかを推しまゐらせるのに、絶好の御高德であると考へる。

私は今も尙當時のことどもを回想する毎に、漣然として涙下るを覺える。

明治天皇御製

さだめたる國のおきてはいにしへの

聖の君のみこゑなりけり。

(金子堅太郎の文による)

第七課 臣 民

臣民に對せられる天皇の大御心

一 憲法發布の上諭の中に、朕カ親愛スル所ノ臣民ハ云々と宣はせられ、或は「朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ」と宣はせられ、教育勅語には「朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ」と仰せられ、その他戊申詔書、國民精神作興の詔書、大正天皇御即位禮の勅語、今上陛下の踐祚後朝見の儀に於て賜はつた勅語等について臣民の字のある所を見よ。天皇がいかに深き

臣民

仁愛の御心を以て臣民を視たまふか、如何に臣民を厚く御信賴あらせられるかが拜察されるであらう。

二 かくの如く常に天皇の御心にかけてさせられ、かくの如く信賴させたまふ臣民とは何であるか。伊藤博文は憲法義解に、

「祖宗ノ政ハ專ラ臣民ヲ愛重シテ名クルニ大寶おほたまかノ稱ヲ以テシタリ。

……史臣用キル所ノ公民ノ字ハ、即チ「オホミタカラ」ノ名稱ヲ譯シタルナリ。其ノ臣民ニ在テ亦自ラ稱ヘテ御民ト云フ。……蓋

シ上ニ在テハ愛重ノ意ヲ致シ待ツニ邦國ノ寶ヲ以テシ、下ニ在テハ大君ニ服從シ自ラ視テ幸福ノ臣民トス云々」と。

されば天皇の宣はせられる臣民は大寶であり御民であり公民である。これを國民といふのは意義に於てはこれらの言葉と略、同一であるが、特に法律上の言葉として天皇又は國家に對して用ひられるのである。

臣民と西洋の人民との差

三 茲に最も注意すべきは我が國の臣民と西洋諸國の所謂人民とはその性質を異にすることである。西洋諸國の憲法制定の事情によつても知られる如く、彼等の君民の關係は、人民が先づあつて人民のために人民によつて君主が立てられたり、或は異民族の侵略者が人民の意志を蹂躪して君主となつたりした爲、君臣關係は對立的闘争的であつた。

然るに我が國では全く正反對の成立なりたちを持つてゐるのである。即ち天皇があつて臣民が出来た。而もその根源をたづねると遠く神代にさかのぼつて同じ血族關係であつた。故に我が國では君臣は全く一體の關係にあるのである。

支那の臣と民

四 更に注意を要するのは臣と民とが我が國では一つ事の別稱にすぎないことである。昔支那では臣と民とは別であつて君に仕へる者だけが臣であつて仕へぬものは民であつた。そして忠は臣

臣民とその自覺

のみの義務であつて、民にはその必要が認められなかつた。

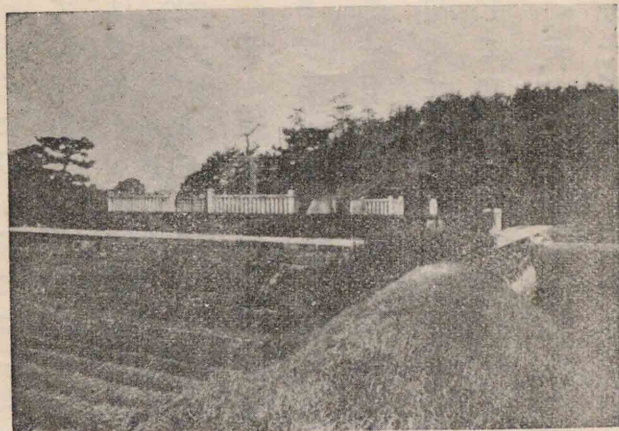
然るに我が國では臣民は一個の言葉であつて、ひとしく天皇の民であり臣であるのである。大和民族たと新附の民族たとを問はず、苟くも我が國籍に入りたるものはひとしく陛下の臣民であり赤子である。

五 この赤子であり臣民である我等は天皇に對して如何に仕へまつるべきであらうか。いふまでもなく、常に國憲國法を尊重遵守し、一旦緩急ある時は奉公の勇を奮ひ、平時に於てはよくその本分を守つてそれ／＼己れの業務に勵み、同時に素行を慎しみ徳義を重んじて立派な日本國民となる心がけを忘れないことである。

それには自分が日本帝國の臣民として國家を構成する大切な一分子であることを、しつかりと自覺することが何より先づ肝腎である。この自覺があれば國家の發展すると否とは我等一人々々の双

臣民互の心得

垂仁天皇御陵と田道間守の墓



多くの新附の臣民をして、一日も早く新舊の區別なく渾然たる一體

肩にかかつてゐる責任であると思はざるを得なくなり、自然に忠良となるべき修養に努めるであらう。

六 今や我が帝國臣民の數は一億に垂んとしてゐる。いかに數が多くても、その心がばらばらであれば、少數の團結に劣るであらう。國の強いと否とは主として團結の堅きと否とに因る。故に我等臣民たるもの億兆一心、眞に同胞の思ひを以て相和し相親しまねばならぬ。それにつけて注意すべきことは我が九千有餘萬人中の同胞に民族を異にする臣民が大多數あることである。これら

となさしめることが、舊來の臣民の務めであり、また然らんと務めることが新附の臣民のつとめであらねばならぬ。

言はば日本帝國といふ大家族に養子として入籍したものである。始めの程こそ他人らしき心持を持つことは免れがたいが家族の方に包容和合の心があり、養子にも亦信順の心があれば、早晩、家族中に同化され養子實子の差別感がなくなるであらう。かくして億兆心を一にして君に仕へ國家に従うてこそ國家の隆昌も期せられるのである。

七 我等の祖先は既に幾多の異民族を同化して渾然たる日本國民たらしめたのであつた。單に同化したのみでなく、その内より幾多の忠臣をさへ出してゐるほどに異邦人を大和魂化してゐるのである。

垂仁天皇の忠臣田道間守は新羅系の人であつた。調伊企儼の忠

我等の祖先の異民族同化

烈なる最期は誰れも知る所であらうが、彼れは百濟系の人であつた。蘇我氏が亡びた時に、火中から國記を取出してくれた船史ふねのし惠尺ゑさかも百濟人であつた。剽悍強暴な蝦夷民族の如き同化しがたいものをも、遂に區別しがたきまでに化してしまつた。祖先の包容同化の力量を思ふと我等も大いに努むるところがなくてはならぬ。

○ 明治天皇御製

こころざす方こそかはれ國を思ふ

民の誠はひとつなるらむ。

○ 宗良親王の御歌

君のため世のためなにかをしからん

すててかひある命なりせば

國の恩恵は
氣附きにく
い

第八課 忠君愛國

一 家庭にあつて何不自由なく十分に養育されてゐる者は家庭の恩恵に氣づきにくい。しかるに一旦家庭に災厄が生ずるか、或は他郷に出て苦難に遭遇すると始めて家庭の恩がわかるものである。國家に至つてはその恩恵に氣づくこと家庭のそれよりも一層むづかしい。殊に秩序統一の整然たる國の中に生きる人々は國家の存在さへ忘れがちである。健康なる人が内臓の所在を覺えぬやうなものである。それでも一度足を海外にのばして母國から離れて見ると、しみじみと國恩の洪大なことに氣づくのである。殊に國家の基礎が薄弱で叛亂騷亂の屢起る國へでも行つて見ると、治れる母國の有難さがしみじみと思ひ起されて心の底から母國愛が湧出るものである。

よく治り且強固な力を有つ國の我等が海外へ出る時、外人に侮られず、氣持よく旅行出來る嬉しさにつけても、自分の背後に日本帝國の力がまるで守護神のやうに、陰に陽に庇護してくれてゐるのだと國恩の有難さに涙ぐましくなるのが常である。

ユダヤ民族の如く國を有たぬ人々の哀れな生活を見るにつけ、亂れた國、衰へた國の人々の氣の毒な生活を見るにつけ、今更ながら己が國家から受けて來た洪大な恩を思はざるを得ないのが海外に旅する同胞の常である。

これにつけても愈、國家のために盡す所が大でなければならぬと誰れしも思はざるを得ないのである。

二 しかし海外に旅する機會は萬人に望まれぬ。我等はよしや足を一步も海外へ踏出さずとも知識と想像とで國家の洪恩を悟ることにつとめねばならぬ。

愛國の常道

我が國と外國との愛國心の差

「家貧しうして孝子出で國亂れて忠臣顯る」といふ古語がある。家に、國に、事變災禍が起ると人心が激動して平素眠つてゐる道心が勃發するものであるが、我等は家貧しからずとも孝の常道を踐み、國亂れずとも愛國の心を失はぬやうに心がけたいものである。

三 由來、日本人は愛國心の篤い民族であるとして、外國人も嘆賞するところである。

我が國民の愛國心は根強い民族性をなしてゐる。それは長い間渾然たる一民族として遼遠の昔からこの大八洲の島國に定住しつつ、上に萬世一系の天皇を戴き、まだ一度も他國に征服されずに發展して來た國體に起因するのである。

支那、印度や歐羅巴諸國は屢、王朝が變じ、國境も度々異動するので、祖先以來同じ王朝を戴き、同じ國家の民であるといふことは稀である。故に國家と國民との關係が薄い。我が國はひとり、開闢以來同

じ皇室を戴いてゐるから、國家と國民との關係が、いよ／＼緊密であるのは言ふまでもない。勿論、この國民でもその國を愛しないものは無からう。しかしその愛國心も祖先以來同じ精神で養成されたものではないから、我が國民の愛國心に比して薄いと云ふ缺點を免れない。中には主權が屢變つてゐる國も少くない。建國以來の歲月がみな餘り永くはない。かかる國の愛國心は不純であり薄弱でありがちなのは止むを得ないことである。

四 我が國の愛國心は單に他國の愛國心に比して、強烈だといふだけの違ひではなく、我が國の愛國心には我が國獨特の特質がある。それは忠君と一致することである。他國では忠君と愛國とは別事であつて一致することもあるが、せぬこともある。然るに我が國では二にして一、一にして二となつてゐるのである。忠孝一致と同様の關係である。その理由は、大體忠孝一致の説明によつて類推され

忠君と愛國
との一致

るものであるが、なほ少し説き加へよう。

我が皇國の成立を知れば我等の國家は皇室あつての國家であることが知れよう。君と國とは一つのものである。されば我が國で君國といへば君と國とを一つにした名詞である。古代の史書にも國家と書いてみかどと訓ませているものもある。然るに他國にあつては國民あつて後に君主を立てたのであるから、國家が重く君主は軽い。政治が亂れると革命の起る所以がそこにあるのである。

諸外國では君主も皆元來は同列に國民であつたから、姓を有つてゐる。然るに我が國では皇室あつての國土國民であるから、皇室には姓を有せられぬ。世界廣しといへども、姓を有せられない帝王はひとり我が皇室あるのみである。かくの如く我が國では國と君とは一體である。國を愛する者は君に忠なる所以、君に忠なる者は國を愛せざるを得ないわけである。

忠君・愛國・
孝行の三者
の一致

五 さきに忠と孝との一致することを知り、今又忠と愛國とも一致することを學んだ。忠君と愛國と孝行とが三にして一に歸する。この特色がどうして他國に見られよう。この特色こそは萬國無比の我が國體に淵源するものであつて、茲が我が國の道德の最も大切な點であることを忘れてはならぬ。

○

明治天皇御製

國をおもふみちにふたつはなかりけり

軍の場にたつもたゝぬも。

第九課 國民皆兵の精神

軍備の必要

一 現今、世界の文明諸國にして平和を重んじない國はなからう。されば各國何れも色々の條約を結び或は又各種の協定、聯盟等を作

つて國際平和維持に努めてゐる。我が國も亦、夙に人類の幸福を念とし、世界の平和を維持することを以て國是として來てゐる。

しかし世界の進運に伴ひ列國の關係益々複雑となり、利害は愈々錯綜紛糾して來て、その間屢々矛盾衝突を免れない。遂には戰爭の勃發となることがないとは誰れが斷言できよう。

歴史は繰り返しかへす。戰爭の後に平和が來り、平和の後に、戰爭が來る。永久の平和も永久の戰爭もあり得ない。ただ願ふべきは、平和の長くして戰爭の少からんことである。我等は戰爭を防がんがために軍備の必要を感じるのである。國際正義を維持するにも、他國の侵略を豫防するにも最後は軍備の實力に待たねばならぬ。

これを要するに國の獨立を保ち、治安を維持するためには、國家は軍備の充實を圖らねばならぬ。そのため國家は國民に兵役の義務を負はすのである。

兵役の義務

二 帝國憲法第二十條に「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス」とあり、又兵役法には帝國臣民で滿十七歳から滿四十歳までの男子は皆兵役に服する義務があると定められてあるのである。

昔は兵役の義務は専ら武士階級に屬するものであつたのが、明治に至つてかくの如く國民一般の義務となつた。かくして長く武士階級のみ委任せられてゐた國家防衛の任務は、全國民の責任になつたのである。

皇軍

三 更に帝國憲法第十一條を見よ。「天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」と仰せられてある。これは畏くも我が國の兵馬の大權は永遠に天皇が統べ給ひ、軍隊は必ず天皇の大命によつてのみ行動すべきものであることを宣言せられたのである。かの外國の軍隊の如く政府や議會の命によつて行動するものとはちがふのである。我が軍隊を皇

軍と稱する所以はまことに茲にあるのである。

かくして我が軍隊は肇國の昔にかへつたのである。神武天皇の御東遷以來、皇軍として天皇に直屬してゐた大伴部・久米部の軍隊にかへつたのである。實に明治維新の大業の一つはこの軍隊制度が皇祖皇宗の古に復歸したことである。我等に與へられた兵役の義務にこの深い意義あることを十分知らねばならぬ。

四 國法によつて定められた我等の兵役は、滿十七歳から滿四十歳までの男子のみに課せられてゐるのであるが、國を愛し國を護る心の篤い我が國民は兵たると兵たらざるとを問はず、皆護國の心がなくなつてはならぬ。一旦緩急ある時はたとひ女子子供と雖もその力に應じ分に從つて奉公の働きをするのが我が國民の務めであり覺悟でなくてはならぬ。かくして全國皆兵・廣義國防・國家總動員の實が擧がり得るのである。

國民皆兵の心がけ

國家總動員

五 現代の戦争は國力戦である。戦争とともに國家は鐵のやうな統制をもつて、その戰鬥力を發揚しなければならない。國家總動員とは、すなはち全國家を一の有機體的統制下に置くことである。

先づ第一に統制を要するものは人である。動員下令とともに豫後備役にある人員は最も急速に兵營に入り、軍隊は平時編制から直ちに戦時編制に移るのである。この軍隊動員は電光的速力をもつて行はれるのであつて、その内容は軍機に屬するから發表することを許されない。

しかしながら、戦争に當つて國家の要求する「人」は、戰鬥員のみではないのである。産業交通通信あらゆる機關に多數の人が配置されなければならぬ。國力戦に於ては、國家防衛の任務は、ただに戦線の軍隊のみが負ふのではないのである。人の統制について産業の統制が行はれる。否、人の統制は産業の統制に従ふといつた方がよいであらう。産業統制、軍需工業動員こそは將來の戦の運命を左右するものである。

戦場の軍隊は、非常な大消費者である。彼れは彈丸を、銃砲を、更に飛行機を、被服を、糧食を、無限に要求する。

日露戦争當時、我が軍の最大の悩みは武器彈藥の不足であつた。沙河會戦にも奉天の包圍戦にも兵力と共に彈丸の大不足を告げた。野戦軍司令部の大本營に要求するものは、第一に彈丸、第二に彈丸、第三に彈丸であつた。そして戰役の最後には、鋼鐵をもつて作るべき砲彈が粗鐵で作られ、その結果多數の不發彈さへ出來たのである。

しかも日露戦争全期間を通じて、我が軍が消耗した砲彈は百四萬發、これをフランス陸軍が大戦に消耗した砲彈數にくらべると、物の數でもない。

我等は金屬工業と化學工業に於て、十分の準備がなければならぬ。鐵の不足は、我が戰鬥力を極度に掣肘するであらう。ここに於て大陸の鐵を管制することは、我が軍の最大任務の一となるのである。

我が冶金工業は幸にしてほとんど將來の戦に耐えることの出來る力を持つてゐる。

鐵に、銅に、亞鉛に、ニッケルに我等は敢へて我が資源の不足を悲觀することはないのである。化學工業に於ても今やほぼ獨立の状態に入つた。我が工業は、あらゆる方面から見て將來戰に耐えることの出来る力を包藏してゐるのであつて、最も弱點とする自動車工業の如きも、必ずしも絶望でない。ただこの全工業力を如何にするかによつて、我が戰爭能力は決定せられるのである。

しかしながら、戰時、全國の工場を直ちに軍需品製造工場とすることは不可能である。たとへば時計工場に砲彈の信管を製造する能力を與へるためには、設備の補修、職工の技術の熟練等に、少くも數ヶ月はかかるであらう。故に戰時の工業動員を威力あるものとするためには、平時の動員準備が完全でなければならぬ。深刻なる科學戰時代に於ては、平時工業力を擁護せずして戰勝を望むことは許されない。ソヴェート赤軍がいかに大を誇つても、背後にそれを支持する工業力がなければ、非力の大刀に過ぎない。彼等が「國防の根柢は重工業にある。」として、全力を鐵機械等の工業に傾倒

してゐるのは、對世界戰を豫想する國家として、必然の途を行つてゐるのである。工業統制につづいて食糧の統制が行はれなければならぬ。戰時食糧の濫費は至重の罪惡である。更に交通通信の統制、財政金融の統制が行はれる。

その他情報宣傳等あらゆる分野に涉つて統制は行はねばならぬ。國家のあらゆる機關が大本營と戰時内閣の下に同一步調をもつて進んでこそ、戰爭の目的は始めて達成されるのである。軍隊は國力戰に於ける前衛である。そしてその後衛隊を編成するものは、實に背後の全國民でなければならぬ。(陸軍讀本)

○

明治天皇御製

おのが身にいたでおへるもしらずして
すゝみも行くかわが軍びと。

第十課 國粹と國産

獨特な點

一 十人十色といふ。個人々々その顔の異なるが如く、その性質も一様でないから、個人毎に特色を異にする。その特色は大切なものである。個人各自がその特色を失つたら、個人存在の意味は失はれる。

國も同様である。國には國の特色がある。國のこの特色はその獨特の價値である。その國が他に誇る點もこゝにある。

國粹擁護

二 我が大日本帝國が古來傳へ來た獨特の長所は、外の國々に見ることが出來ず、たゞ我が國にのみ見られるから尊い。よしや他國にあつても、我が國に著しく發達してゐるから價値があるのである。これを失ふやうなことがあつては、國土國民は存しても、我が國の特色が失はれるのである。我が國人が忠君愛國にすぐれてゐること

は他國に比類がない。家庭や親族間の親密なことも我が國の長所である。但しこれらは外國にないこともないが、萬世一系の皇室をいたゞいてゐることは、ひとり我が國にのみ見られる國體の尊い點である。その他尙色々の國粹がある。それらをよく擁護し、保持して無窮に傳へることは、我が國民たるものの義務である。もつとも昔からあるものは何でも良いといふのではない。短所は時勢の進運に伴なつて改めなければならぬ。長所は永久に保持して國の美を失つてはならぬ。徒らに外國にかぶれて、もし我が國の特色を輕んじたりするやうな事でもあれば、それはもはや日本國民としての資格のないものである。

國語が世界に普及し勢力を張るのは、その國力の發展することになるのであるから、我々は出來る限り、我が國語を愛しこれを尊重し、これを發達させることに努力したいものである。外國語に關する

知識は、我々の精神を廣くし、學問の研究や外交貿易海外旅行その他色々の事に極めて重要なものではあるが、必要もないのに日常の談話の中に徒らに外國語を交へたりして、得意がることは避けなければならぬ。何十年開業してゐても英米人がはいつて來さうもない田舎町の床屋に、Barber と看板文字を掲げてゐるやうな笑ふべき事が、到るところに見られるのは遺憾ではないか。

國產愛用

三 同様に我々は日常使用する物品類は出来る限り國産品を使ひたいものである。日本人は無暗と舶來品を重んずる傾向がある。これは幕末以來歐米心酔の餘弊である。優等品といふことを上等舶來の言葉で言ひ現すほどに、この傾向は行き互つてゐる。物にもよるが、舶來品必ずしも尊きにあらず、却つて國産品の方が價が安く、品質の優れたものもある。これらの物にも猶舶來を尊ぶのは歐米崇拜の弊である。歐洲歸りの土産にフランスのリヨンで買つ

て來た絹織物が福井縣から輸出されたものであつたといふやうな失敗談が少からずあるのは、歐米品盲信の結果ではないか。

たとひ舶來品の方が同じ國産品に比べて優秀な場合でも、國産品を愛用すれば國産品が発達して、やがて舶來品をしのぐやうにもならう。國産品の發達を計るのは、日本人の義務である。江戸時代の初は生絲を支那から輸入してゐた。然るに今日ではこれを海外へ輸出してゐるのである。これは全く國産生絲の發達を計つたからである。また江戸時代の中頃まで砂糖は大部分支那から輸入されたが、今日では我々國民の使用量は國産品で充たされてゐる。紡績布や人絹や電球・ゴム製品・自轉車なども、その始め多くは舶來品であつたが、今では盛んに世界の市場に送られて羽振を利かすやうになつてゐる事實を思へ。我が國人が技術と根氣と研究心とに於て如何にすぐれてゐるかが知られるであらう。我等はこれに對しても

敬意を表すべきである。

工業上の原料で、我が國に於て得難いものは、これを外國から買はねばならぬ。これだけでも多額の金銭を外國に支拂はねばならぬから國産品で間にあはせ得るものは國産品を用ひて、外國への支拂を節約し得るだけ節約して行かなければ、我が國經濟の根柢を固く培ふことは出来ない。

殊に國産獎勵の必要は戰時の場合を考へるとよくわかる。世界大戰の際、經濟封鎖を受けた獨逸の苦境は今もなほ諸人の記憶するところである。されば國家の安固を期するには少くとも有事の日に無くてならぬ物資は自給自足し得られるだけの産業状態にして置かねばならぬ。この事は前課の國家總動員のところを讀んだ者には多言を要しまい。

實業に従事するものは直接間接の別はあつても皆國産の盛衰に

關係するものである。我等は國家と實業の關係を十分理解し他日國家の富強に貢献をなす實業家にならうと努めねばならぬ。

今上天皇陛下が畏れ多くも御調度品にはやむを得ざるものの外は、成るべく國産品を御使用遊ばして、國民に尊い御模範をお示しになるのは誠にかたじけないことである。昭和二年愛知縣で大演習が行はれた時、あとで慰勞の御宴が開かれ、閑院宮殿下を始め諸皇族方が列席せられ、宮内大臣、内閣總理大臣以下大官が陪食を賜はつた。陛下は地方民情から産業のことなどまで色々御下問になつた。土地が時計製造の本場であるから、或高官が時計工業のことを奉答した時、陛下は衣囊から懐中時計を出され、之は大變安價だが一度も狂つたことがない。こんな立派な時計が内地で出来るとは、我が工業も進歩したものである。と仰せられ、御側の人々にその時計をお示しになつた。拜見すると、東京市内の某工場で作つたニツケル側の時

計であつた。外國製の高價な時計を持つてゐる人々は思はず赤面
恐懼して大御心に感激したとのことである。

第十一課 家

家のありが
たさ

一 己が家に生れ己が家庭に育ち、我が家庭に起き、我が家庭に寝
る。我々が幼ければ幼いほどその生活は家庭から離れられぬ。我
が家と己れとの関係がかくも密接であり、その恵はあまりに大きい
ので、その有難さに氣づきにくい。しかしたまに旅行などで家庭を
離れると日頃忘れてゐる愛着の情が油然と湧いて來るものである
事は誰れも知らう。

家を懐ふの
情

二 小きき旅ですらかくの如くである。まして他郷に長く出て
ゐる人にとつては我が家を思慕する情が強いのは當然である。
唐の一詩人も異郷に居て我が家を憶ひ、

故園此去千餘里

春夢猶能夜々歸

と詠つてゐる。

失意の人が我が家を思慕すると同様に、得意の人も亦我が家をな
つかしく思ふのは人情の自然である。「錦を衣て故郷に歸る。」の言葉
はこの人情を現したものである。

一旦家を後にして他郷に出たならば失意につけ、得意につけ、我等
の家は、どうしてかくも我等の心を強く引きつけるのであらう。言
ふまでもなく父と母、兄弟と姉妹が同じ鍋釜のものを食ひ、同じ屋根
の下に雨露を凌ぎ、苦樂を分ち喜憂を共にした多年の生活等、深く我
等の腦裏に刻みこまれてゐて常に我等の心を引きつけるのである。
この兩親や同胞との生活が背景となつて、使ひ古した道具、家具も、
手づれのした机、本箱も、庭園内の一木一草も、家の周圍の森や丘も、忘
れ得ない思ひ出にならぬものはない。家の大小や衣食の美惡は問

和樂の一家

題ではない。庭園の精粗、廣狹も亦問ふべきところでない。

三 形態の大小、構造の精粗は家の良否を判定する基準とするに足らぬことは諸子も自ら悟り得るであらう。

たとひ赤貧の家にあつても、慈愛の親と孝行の子供とが和樂團樂して、家業にいそしむならば家としては計り知れないうるはしい富を有するものと言はねばならぬ。

橘曙覽は忠君愛國の志の篤い國學者であり歌人であつた。福井の田舎に閑居し、清貧に甘んじて道を樂しみ學問に努力した人である。夫人は貞淑溫良で三人の子はよく親に事へた。左の歌によつて曙覽の貧しい一家が如何に和樂したよき家であつたかが想像されよう。

一日^{ひさひ}生きば一日^{ひさひ}こころを大皇^{おほみかみ}のみためにつくす吾が家の風

たのしみは妻子^{かみこ}むつまじくうちつどひ

頭^{かぶ}ならべて物をくふ時。

たのしみはまれに魚煮て兒等皆が

うまし〜といひて食ふ時。

たのしみは田づらに行きしわらは等が

耒^{うまき}鋤^{くわ}とりて歸り來る時。

たのしみは機^{はた}おりたてて新しき

ころもを縫^{ぬい}うて妻が着^きする時。

たのしみは家内^{いっとう}五人^{ごにん}五たりが

風^{かぜ}だにひかでありあへる時。

家とは何ぞ

四 家の生活のありがたさ、なつかしさを思ふにつけ一體、家とは何ぞやと考へて見よう。

ここにいふ家とは形ある家屋のことではない。父母を中心とし

た家族の結合が家である。たとひ有形の家を失つて一族流浪しよ
うとも、無形の家はその家族の結合に存してゐる。家には現に數人
の家族だけでなく目に見えぬ家族もゐる。

祖父母曾祖父母と過去に遡つて無数の先祖達がそれである。未
來を展望すればまだ見ぬ家族が無限に續き擴がる。「家は實に我々
一家の生命の流れである。西洋の家は夫婦本位で子供は夫婦の附
屬物である。然るに我が國の家は親を中心として上は祖先へ下は
子孫へ互る上下の關係を重しとする。

この親子本位の「家」の制度を家族制度といふ。この制度が、我が國
の社會・國家の基礎をなしてゐるのである。一國を擧げての大家族
的國家たる所以はこの家族制度から來る。

我が國の一大特徴たる國柄も國の強みもこの家族制度の「家」が單
位をなして國を成してゐるからである。

家は道德の
淵源

五 この貴い「家」に於て我等は我が國固有の大事な道德を學び躡
けられる。祖先を崇び家門の名譽を重んずる精神や、父母を敬ひ、兄
弟睦び、家族のためにいそしみ働く没我的精神や、協同和合の精神等
我が國民の持つすぐれた徳のいろ／＼が主として茲で養はれるの
である。

我等は家族生活の間に訓練せられ、そのうちに體驗した美德の數
數をあらゆる方面に推し廣めねばならぬ。愛郷心も愛國心もその
芽生えは「家」を愛する心にあるのである。社會・國家の健全・不健全も、
家の生活の健全・不健全から生ずるものである。

○

明治天皇御製

親も子もうちつどひてやいくさ人

ことしは家の花を見るらむ。

第十二課 親子

親の恵みは
洪大

一 家の中心は父母である。父母によつて生れ、父母の恵みによつて育ち養はれて来た我等にとつて、その恵みはあまりに洪大なるが故に動もすれば忘れがちである。恰も日光や空氣の恵みがあまりに遍く行きわたつてゐるが爲に人の注意を惹かぬやうに、あまり洪大に過ぎると人は却つてそれに氣附かぬことが多い。思へばこの上もない勿體ないことと言はねばならぬ。

藤樹の語

二 古來孝子として名高かつた人は無數にあつたが、中でも孝子といへば直ちに中江藤樹を思ひ出すほどに、藤樹は孝子の典型であつた。その上彼れの學問は孝が中心となつてゐる。

古來藤樹ほど深く孝について思索し、實踐し、解釋を施した人はなかつた。その著翁問答中に、人の子の一身、毛一筋に至るまで、父母の

佛教の母の
恩の讚嘆

千辛萬苦の厚恩ならざるはなし。父母の恩徳は天よりも高く、海よりも深し。と述べてゐる。

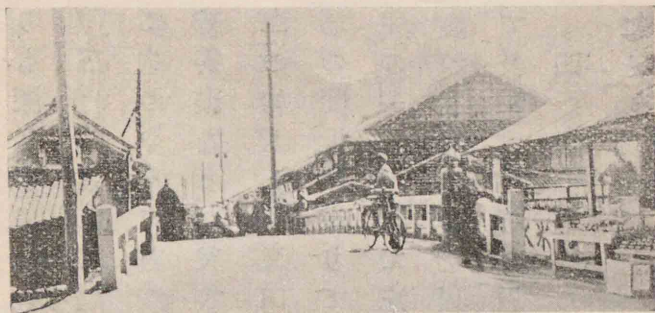
三 時として超世間の道を説く佛教ですら、父母の大恩を讚嘆して次のやうに言つてゐる。「慈父悲母、長養の恩によつて、一切の男女皆安樂なり、慈父の恩の大なること山岳の如し、悲母の恩深きこと大海の如し」と。又曰ふ「父に慈恩あり、母に悲恩あり、母の悲恩は、我が一劫の間、世に在りて説くとも説き盡し難し、〔中略〕……十月の苦痛は生兒の一聲を以て忘れ、音樂を聞くが如く樂しきなり、子は母の胸臆に寝ね、左右の膝を以て遊履の所となす、母の胸臆より甘露の泉を出して長養す。その恩徳は天に聳ゆる山岳も及ばず、大海も尙淺し」と。

父母の愛

四 親子本位の家族制度の我が國にあつては父母の子を愛することの深きは世界廣しといへども斷然比類がないのである。

我が國には「子煩惱」といふ言葉がある。親の子を愛することの甚

裁斷橋



架けられたものである。

だしいことを意味する言葉である。實に子煩惱は我が國の親達の通性であると言つてよい。殊に母心の強さ豊かさは外人にも目立つほどであるといふ。母の子に對する愛情深い美談は我が國には昔も今も無數にある。

尾張熱田神宮附近に今は埋められたが、もと精進川といふ小さい川があつた。その川に架つてゐる橋を裁斷橋といつた。豊臣秀吉の部將堀尾茂助吉晴の子堀尾金助は天正十八年、秀吉の小田原攻めに父と共に十八歳で従軍したが、我が子の凱旋を待ちわびてゐた母の許へは永遠に歸らなかつた。この時の母の悲嘆は、それから三十三年の年月を経ても去らなかつた。この橋は戰歿した我が子の三十三回忌の供養として

裁斷橋擬寶珠刻銘



橋の欄干の擬寶珠に次の銘がある。天正十八年二月十八日に、小田原をたはらへの御ぢん、堀尾金助をきん助と申、十八になりたる子をたゞせてより、又ふためとも見ざるかなし、餘のあまりに、いまこのはしをかける成り、母の身には、落涙はらくるいとものなり、即身そくしんじやうぶつし給へ、いつか世せいしゆんと、後世のよの又のちまで、此書此かきつけを見る人は、念佛申し給へや、三十三年の供養くやう也。
母の爲には落涙の縁ともなるが、どうか即身成佛してくれよ、この橋を渡る人々よ、後の世の又後の世まで、この書附を見る人々よ、この子の爲に念佛申して下されよと、ただたどしい女の文章そのままをほりつけてある。人の子としてこの文を読んで、目がしらの熱くならぬ者があらうか。嗚呼母心の強さは我が子に死別して三十三年の長年月を経過して忘れ得ぬのである。何といふ深

い親心ぞ。

父の愛は動物には殆ど見られない。人間獨特というてもよい。それも文化の程度の高いほど深い。母の如くに表面的でないことが多い。しかし、その現れ方に多少の相違こそあれ、母の愛と何の甲乙があらう。この慈父・慈母の許に育てられて、しかも恩を知らず、恩に感ぜず、恩を報ぜないものは罰あたりであり、禽獸にも劣るものである。

たとひ幼にして父母に死別し、養育の恩を蒙ることの少い者でも、己が存在のありがたさを思へば、その存在の恩を思はざるを得ない。いや恩を知る。知らぬは問題ではない、人間自然の人情として、わが生命の本源を敬ひ慕はぬものがあらうか。

孝は百行の本

五 親子の道は儒教では三綱として君臣・父子・夫婦の三つの中の一つに數へ、又五倫として以上の三つに長幼と朋友とを加へて説くこと

もあるがどの場合でも父子の道の大切なことを説いてゐる。忠孝一本の教を奉ずる我が國にあつては孝道を尊び重んずるは言ふまでもない。さきにも述べた如く家は道德の淵源であり、わけても孝道が中心となつて現れるべき所である。されば我等は家庭でこの大切な孝道を實行しなければならぬ。

「孝は百行の本である。父母に十分孝道をつくし得る人にしてどうして兄弟相和せぬ者があらう。孝悌の者ならば出でて友に交れば必ずや友にとつても良友であり、職務につけば必ずや職務に忠實な人であらう。實に「忠臣は孝子の門より出づ」とは眞理である。

六 順境の子は父母に孝行を盡すのは易々たることである。それはただ心配をかけぬやう、同時に己れの將來に望みを持ちたまふやうに生活する事である。父母の子に對する最も大なる憂ひは子の健康である。されば子たる者は孝を盡す第一歩として、最も大切

孝行の方法

なことは自分の健康を増進することである。

我が子等が健全無病であれば親の心は先づ落着き安まるのである。子供が多いからとて一人子よりも親の愛が薄いといふことはない。數人の中の一人が病氣になつても親は子の身代りにならうとする程に心配する。孝經には「身體髮膚之を父母に受く、敢へて毀傷せざるは孝の始也」といふ名言がある。

この語は中江藤樹の解説によれば、我が身は自分が勝手に作つた身體でなく、父母の身を分けて我が身となつたのであるから、父母の遺體である。我が勝手に作つたものでも、無駄には出來ぬ。まして父母の遺體と思へば、一層大切にしなければならぬこととなると説いてある。

二 孝行の方法

七 次に親の心配するのは、學校に於ける成績と性行とである。健康は最も親の喜ぶ所であるが、この喜の上に、これを土臺として學

菅原道真



問に勵み、行を慎しんで、立派な人となることが、親の切なる願である。菅原道真が元服した夜、その母が道真の爲に次の歌を作つて道真を勵ました。

久方の月の桂も折るばかり

家の風をも吹かせてしがな。

月の桂を折るとは、昔政府で舉行した試験に及第することである。これに及第して始めて高い官吏にも上ることが出来る。菅原家は代々學者の家であるから、この國家試験に及第して、家名をあげよと諭したのである。

孝經には、前に引いた格言の次に「身を立て、道を行ひ、名を後世に揚げ、以て父母を顯すは孝の終なり」とある。知識をみがいて、立身出世して家名を揚げるのは父母に對する孝行の完成であるといふ

教へてある。我が身は親の身を分けたもの、即ち親子一體と考へると、我が名譽はそのまま親の名譽であることが、一層切實に理解されるであらう。

八 身體を健康にするのも知識を磨いて父母の名を輝かすのも、父母の存命中は勿論であるが、父母の亡くなられた後も續けなければならぬ。父母は死なれても、我が身は父母の遺體であるから、父母がなほ生きて居られると考へるべきなのである。

父母の形は一旦死なれても、我が肉體の中に生きて居られるのであるから、父母の死後も、生前と同じやうに、身體・髮膚を大切にし、身を立て、道を行ひ、名をあげて、孝道を怠つてはならぬ。

九 小さい兄や姉が、弟や妹を背負つて路傍に遊んでゐるのは、我が國ではどこへ行つても見受けることであるが、西洋では決して見られない。それを見た或る外國人が、なんといふかはいらしい様子

三 孝行の方法

我が國の親子

であらう。ここに日本の美しい國風が見える。といつて、感心したさうである。

すなほに親のいひつけを守るのは、日本の子供の美德である。兄や姉が自分よりも小さい弟や妹をかはいがつて世話をするのも、日本の子供の美德である。世話になつた弟や妹が、兄や姉を大切にすゝるのも、日本の家庭の特色である。この西洋人は、くはしくは我が國の家庭の内部を知らなかつたのであらうが、路傍の子供の子守姿を見て、我が家庭の美德、父母ニ孝ニ、兄弟ニ友ニの一端を認め得たのである。

父母の子を愛する情は東西共にかはりはないが、日本の家庭では、殊に子供を大切にすゝる。家の貧富貴賤によつて、生活の上にはそれぞれ、その差別があつても、一體の風習は子供を大切にすゝる。子供は父母の寶といふのみでなく、家の寶として尊重される。子が生れた時

の父母の心は、家の後継ができたのを喜び、家の益、繁昌して行くのを祝ふのである。親族も朋友も皆同じ心で祝賀するのである。七夜までの中に名を附ける。「行末は立派な人になつて御國の爲にもなれ。」と祖先の名に因んだり、めでたい語などを選んだりして命名する。三十二三日目には産土神にお宮詣をして、誕生した事をお知らせする。三つ、五つ、七つと、だん／＼成長すれば七五三の祝といつて、その年々の十一月にお宮に參詣する風習もある。男の子の袴着の祝、女の子の帯の祝、父母はひたすらその子の成長を楽しむのである。三月三日の雛祭は、女の子の節供、五月五日の端午は男の子の節供、一家中の歡喜は子供等の爲に傾けられる。美しい雛人形、勇ましい鯉のぼり、かういふ楽しい日は年々に繰返されるのである。盆やお歳暮の贈物にも、父母は子供を喜ばせようと苦心し、親類知友からも、お子様へと心をこめた品物を贈る。わが國の都市ほどおもちや屋の多

い所はないといふのも、小さい國民をかはいがる國風の盛んなことを證明するのである。

我が國の家庭には、お父さんも、お母さんも、お祖父さんも、お祖母さんも、いらつしやる。日本の子供は父母の慈愛の外に、祖父や祖母の愛をも受ける。祖父母は孫をいつくしんで老を慰める。家の中には神棚があり、佛壇があつて、祖先の位牌を祭つてある。我が國の家は先祖からの家で、先祖と一緒に住んで居つて、だん／＼と子孫に傳はつて行くのである。家には家の系圖もあり、先祖から傳はつた品物もある。新しい家や別家した家にはさういふものがないところもあるが、本家にさかのぼり源を正せば、皆それがある。家には家の紋もある。

父母はわが家の神わが神と

心つくしていつけ人の子

と、本居宣長は歌つた。父母は子等を家の實と思ひ、子等は父母を家の神とあがめるのが、わが國古來の道である。親しい懐かしい親愛の情に、貴い有難い敬愛の情が湧いて、父母に對しては神に對するやうなつつましやかな心持になるのである。それ故、言語・動作にもそれがあらはれてくる。外國の家庭では、親子夫婦、兄弟姉妹の間の言葉はすべて對等であるが、家の神として事へ奉る父母に對しての言語は、固より別でなければならぬ。先祖と同居してゐるわが家庭では目上と目下に對する言葉には明かな差別がある。

親代りの世話をし、いたはつて下さる兄弟に對しても、敬語を使はなければならぬ。兄弟はあくまで幼少な弟妹をあはれみ、弟妹はどこまでも兄弟を目上の人とあがめ、兄弟仲よくして父母に事へ、父母の心を慰めて、ここに美しい家庭が成立つのである。「父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和する家庭が存立するのである。」

西洋人は「日本は子供の樂園である。」といつてゐる。「日本は子供をかはいがる國である。」と、西洋の讀本にも書いてある。我等がこの國に生れたのは、非常な幸である。

明治天皇御製

たらちねの親につかへてまめなるが

人のまことの始なりけり。

第十三課 祖 先

一 祖父母は父母のそのまた父母であるから、父母に孝をつくさねばならぬことがわかれば、祖父母にも、更に順々に遡つて遠い祖先にも孝を盡すのは子孫たるものの義務であることは言ふまでもなく明かであらう。祖先は實に我が生命の源である。

祖先は我が生命の源

一 報恩の方法

これを慕ひ敬するのは親を敬慕すると同様であつて、人情の自然である。前に述べた家の意義によつても知られる如く、我が身は祖先から子孫へ繋る生命の流れの一點である。この祖孫一體の考へこそは反始報本とて本始を敬慕し、之に報ゆるために祭祀を丁寧にし、同時に子孫の永續繁榮のことも重んぜしめるのである。

この祖先崇拜の精神は我が家族制度の最も大切なる精神であつて、これによつて家族の統一和合、親族の親和協力もよく行はれるのである。

二 祖先への崇敬報恩の方法の主なるものは言ふまでもなく祭祀である。皇室は御祖先の崇敬、御祖先の祭祀に於て模範を垂れたまうてゐる。宮中の賢所の祭祀や、神宮の祭祀の莊重嚴肅なることは我等の仄聞する所である。

されば我等も祖先の祭祀法事や墓參の時には、誠敬の心持を失は

二 報恩の方法

ぬやう出来るだけ鄭重にせねばならぬ。孔子も「祭るには在いますが如くす」と言つたのは祭祀の時の肝要なる心得を説いたものである。

三 祖先を思ふ心の篤い者には、祖先の傳記や言行録或は我が家の歴史などを書きとめて子孫へ遺す者もあらう。もし祖先に偉人があればその遺徳遺風を書物にかいて宣揚する者もあらう。これも亦立派な報恩の道である。

四 家には祖先から遺された家訓があり、祖先から傳へられたその家特有の習慣がある。之を家法・家訓といふ。家法は家の成立してゐる根本であり、祖先の精神の籠つてゐるものであるから、子孫たる者は之を尊重しなければならぬことは言ふまでもない。これが祖先に對する孝の一である。

五 しかし唯家法から外れないといふだけでは足りない。子孫

家門の繁榮

家法

たる我々は積極的にこの家法家訓を活用し、家族親族が一致團結して身を立て名を揚げ家門の繁榮を圖り、以て祖先の名を彰し、家名を輝かすべきである。

古來「家門の譽れ」「一家の恥辱」といふ言葉が、我等の耳に如何に強く響いて來たか。この考へが如何に我等をして善に勵み惡から遠ざからしめるのに大なる力となつたか。これは皆、家を重んじ、一人の名譽は一家の名譽、一人の恥は一家の恥と思ふ考へから來たものであつた。されば我等が立身出世して父母の名を輝かすのは父母への大なる孝であると同時に、祖先への大なる孝となるのである。

第十四課 夫 婦

夫婦と人生

一 夫婦の道は人生に於ける五倫の一つであつて、古來君臣父子について重大なるものとして色々の教へが説かれて來た。恐らく

諸子は今まで夫婦の道德について教へられたことは殆どなかつたであらう。しかし、夫婦は一家にとつては勿論、延いては國家社會に重大なる關係を持つものであるから、これに對しては正當なる理解を持つてゐる必要がある。

二 教育勅語に「夫婦相和シ」と夫婦に和の大切なることが仰せられてある。夫婦のいろ／＼の道を詮じつめれば、和の一字に歸するであらう。

和合

一家の生活に夫婦相和することが如何に大切であるかを知るには、相和せざる家庭の有様や、夫婦不和の結果が如何なるものであるかを想像するがよい。

そこに育つ子は不良兒となりがちであり、又そこから働きに出て行く夫は職務も忽せになりがちであらう。そこには老親は憂色に閉ざされるであらう。

そこには藹々たる和氣はなからう。かかる一家が隆盛に赴くはずがない。よしやその家が富んでゐるとしても夫婦相和してゐる貧家の幸福に比ぶべくもない。

まことに一家の幸福は貧富によるのではなく、一家の和合が否かによるものである。家庭は社會に出て活動する上の根據地であり、休息所でもある。そこが不安であり不快な所であつて、どうして十分な活動が出来よう。

和合の家と
國家

三 もしかやうな不和な家庭の多い國家があるとすれば、その國は興隆するはずがない。「一家仁なれば一國仁に興る。」との語が眞理ならば一家和なれば一國和に興るともいひ得られよう。

實に夫婦の和は一家の秩序、一家の平和・幸福、一家の子孫繁昌の基礎であり、延いては國家の平和・興隆にも關係するものである。

結婚

四 夫婦の道は結婚によつて始まる。何事も初めが大事である

が、容易に変更しがたい夫婦關係は殊に最初の選擇を大切とする。

一身一家の幸・不幸もここに決せられると言つてよいほどである。家族主義の我が國民にとつて結婚は單なる男と女の個人的關係でない。「家」といふ大切なものに屬する一員としての結合である。されば西洋の如き夫婦本位の横の關係だけの結合でなく祖先から子孫へつづく縦の結合であることに、より重大な意味があるのである。これを思へば結婚は一層重大なるものであることが知れる。

縦の關係を重大視し、健全なる子孫を豫想し得られる結婚こそは、父母・祖先に孝なる所以で、延いては君に忠なるものと言はねばならぬ。かかることを毫も考へぬ結婚が多ければ多いほどその國民の素質は低下し、劣化し遂に衰亡に歸するものである。

諸子は他日遺傳學や、優生學などの知識を得る時、痛切に結婚の重大なる所以を知るであらう。しかし、今日諸子の努むべきは將來良

き夫たるべき素養を作り置くことである。良夫たるべき準備とは外ではない。心身ともに健全で、親に對しては孝子、兄姉に對しては従順なる良弟、弟妹に對しては深切なる良兄、友に對しては良友となることである。心身健全ならず、孝子、良兄、順弟、良友でなくて、どうして他日良夫たることが出来よう。

第十五課 兄弟と親族

兄弟の縁

一 一河の流れを共に汲み、一樹の蔭に共に立寄るさへ前世からの深い因縁だとなつかしんだ人もある。ましてや一つ腹より生れ出て、同じ家に育ち、哺まれ、共に食ひ共に寝ね兄と呼ばれ弟と呼ぶ、思へば實に深い縁である。

蘇東坡は支那宋代に出た有名な詩人であり學者であつた。この人の弟の子由もまた人物であつた。この兄弟の仲のよかつたこと

蘇東坡



蘇東坡

兄弟の和は 大孝

は有名である。冤罪によつて獄に繋がれ、死の近きを思つて弟に與へた詩の一節に「與君今世爲兄弟、又結來生未了因」とある。今世で兄弟となつたが、この世だけであき足らぬ、來世へ行つても永遠に盡きない關係を結びうる原因となるやうに深い契を結ばうと詠じたのである。涙ぐましい心根ではないか。「兄弟は他人の始まりなどといふ諺の如く、成人するにつれて疎々しくなる薄情者は正に慚死すべきである。」

二 幼少時代の兄弟喧嘩はありがちのことであるが、争ひの原因はといへば多くは利己心である。おもひやりがないからである。この心が大きくなるまで兄弟の間に絶えなかつたら恐るべきこと

になる。兄に弟を慈しみ譲る心があれば子供時代から争ひは殆ど起きまい。兄が先づ良兄であれば自然に良弟が出来よう。かくして兄弟姉妹の間に友愛の道が行はれ、長幼の順序が正しく、終生互に相助け行くならば一家の繁榮は期して待つべく、それがやがて祖先や父母への孝行となるのである。

父母にとつては自分等の子供等の行末について最も心配されることの一つはその子供達の不和である。その死後に兄弟姉妹が相和し相助け行くや否やの心配ほど親にとつて苦痛であるものはない。それ故に今のうちから兄弟姉妹間の敬愛和合の様を見せることは大きな安心を與へることであつて、これは大きな孝行でなくて何であらう。

不和の原因
は私慾

三 先にもあげた「兄弟は他人の始まり」の諺は、世にも淺ましい諺であるが、世間にこの事は稀でないから、こんな諺も生じたのである。

實際、世間には兄弟が成長の後、他人の如く疎々しくなるのみでなく、惡みあひ、争ひあふ者もある。

その主なる原因は先にも言つた如く利己心である。私慾のためである。遺産争ひのために兄弟が法廷に並び立つやうな淺ましいことも、往々見聞することではないか。耻づべき限りと言はねばならぬ。

孝悌一致

四 兄弟が一生相和し、相愛して行ける人は必ず孝心深い人である。親の心を心とする孝子にしてどうして親の愛する兄弟姉妹に冷淡であつたり、不和になる事が出来よう。されば友愛の道は孝心ある人によつて十分に行はれるはずである。忠と孝とが一致する我が國では友愛の道も忠と孝に一致する。兄弟友愛の道を悌といふ字で現すならば孝悌一致である。成長して後、私慾のために兄弟相争ふが如きことのあるのは親の子等を思ふ心を忘れるからであ

親族

る。父母なき後はお互に兄弟姉妹は貴き父母の遺體である。兄は幼弟を父母に代つて愛護し、弟妹は兄姉を父母に事へるやうにするのが孝子の心であらねばならぬ。

五 「兄弟は他人の始まり」でなく親族の始まりである。兄弟姉妹は成長の後は別れて各一家を營み、やがて叔父・叔母・甥・姪の關係を生じ、從兄弟を作り、再從兄弟となり、代下るにつれて親族の關係も自然に遠ざかり行くのである。法律では血族は六等親までを、姻族は三等親までを親族と認めてゐるのである。

六 古來祖先を崇ぶ情のあつて我が國民が親族相親しむことの深いのは當然のことである。氏族制度の上古にあつては一門一族は、皆その首長に率ゐられつつ各自の職業を世襲して朝廷に仕へたのであつた。

後に至つてこの氏族が分れて一家となり、それがまた分家しては

親族相助は
古來の風

一家となつて無限に増し行くのであるが、かく分れた後も本家分家の交誼厚く、本家を中心として相依り、相助けて來たのであつた。されば今もなほこの美風は維持せられ、一族中に不幸の者を生ずる時は、親族中の力ある者がこれを引きうけて助けるのが常である。我が國に養老院・孤兒院の如きものが西洋に比して少いのは、親族打ちよつてこれを扶養し、保護するが故である。

家族主義的社會である支那にも親族相助の風はあるが、一族中に立身出世するものがあれば、いとこ、またいとこの末までも集つて來て寄生生活をなすやうな弊害をさへ生じてゐる。親族相助の美風も極端になると、かかる弊害があるから心すべきである。依頼心を起さしめぬ程度の相助であらねばならぬ。

七 窮乏不幸は救ひあひ、吉凶には慶弔しあひ、物を贈り贈られする親族の交りは人生の一美事である。殊に祖先の祭祀・法事・葬式等

親族の道

て、その學派の發展に力を盡したからであつた。介亭は兄に事へるのに、父と同じやうであつて、自ら座右の銘を作り、兄の恩を忘れないやうにしたといつた。蘭嶋も東涯の卒後、我れを生むものは父母にして我れを養ひ我れを育するものは皆亡兄なり」といつて深く感謝の意を表してゐた。東涯の死んだ時、その子東所は僅かに七歳であつた。蘭嶋はその頃紀伊の徳川家に仕へてゐたが、これを辭して京に歸り、十年間東所の教育に力を盡して、よく父祖の業を嗣がしめ、その後再び紀州に還つて仕へた。

○
埋火うづりのあたりのどかにはらからの

まどみせし夜ぞ戀しかりける。(松平定信)

第十六課 忠孝一致

一 忠は君に對する道、孝は親に對する道で君と親とは別人であ

我が國の忠
の特徴

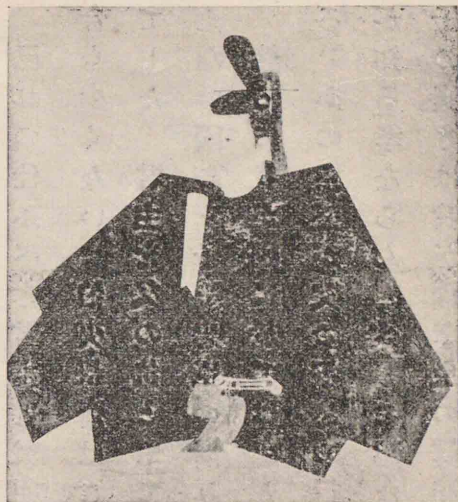
る故、忠と孝とが矛盾衝突する場合がないかといふ疑ひは他國の國民にあつては當然の疑問であるし、亦衝突するのも事實である。易世革命の行はれる國の歴史を見るがよい。忠孝の一致せぬ事實が到るところに見られる。

己れの仕ふべき君主と父祖の仕へた君主とが互に仇敵である場合も少くない。伯夷、叔齊はこのために首陽山に隠れて餓死を敢へてした。君主を父の仇として復讐をなすものすらある。革命の絶えない國の孝子や忠臣の惱みは察するに餘りある。

然るに我が國に於ては忠と孝とに矛盾衝突は斷じてないのである。かの重盛が父の不忠の行爲を諫める時の言葉として誰れしもが知る「孝ならんと欲して忠ならず、忠ならんと欲して孝ならず」の孝子の嘆きは我が國孝道の眞義を知るものにはない筈である。重盛の實際の場合は決して進退谷きばまらず、忠を第一義と信じ、斷乎として

我が國の孝
の特徴

平 重盛



父の不正を正して君をすくひまゐらせたのである。かくして彼れは父にも眞の孝をつくし、君には勿論大忠を盡したのである。

二 我が國では親に孝なればそれがやがて君に忠なる所以、君に忠が即ち孝道にかなふのであるが、それはまことに不思議にしてしかも不思議ではない。何となればそれは一に我が國體の特色から生じた必然的のものである。だからである。即ち萬國無比の國體なるが故にその國の根本道徳たる忠孝の道も亦かくの如き萬國無比の特色を有するに至つたのである。

太古我が國は皇室を中心とした少數の血族團體から成立してゐ

た。皇室は御本家に當らせられ、分家たる臣民を支配されたのが我が國開闢以來の状態である。そして古來我々の祖先は皇室に忠をつくすことに努力して來たのであるから、我々がこの意志を繼承して忠を盡すことは我々の祖先に對しても孝を盡すことになるのである。

また我が國民は生みの親に孝を盡すことを尙ぶと共に、遠い祖先を崇敬してその祭祀を絶たないことをも孝といつて、人の盡すべき大切な道と考へてゐた。それで遠い祖先まで溯つて、特に氏の祖先を神と祭つて崇拜した。これが氏神の起原である。

藤原氏がその祖神たる天兒屋根命を河内の枚岡神社に祀り、次いで奈良の春日神社に祀つた如き、忌部氏が祖神天太玉命を安房神社に祀つた如きは、その著しい例である。祖神を祀つて反始報本の孝を盡すと共に、大は國家社會の安寧平和を祈り、小は一家一身の幸福

安全を祈つたのである。

祖神は我が民族全體の御本家たる皇室から分れたものに違ひがないから、祖先に對する孝を延長擴大すると、どうしても皇祖皇宗の神々を尊崇しなければならぬ。皇祖皇宗の神々を尊崇するのは一面からいへば忠であり、一面からいへば孝である。萬世一系の御歴代の天皇は申すまでもなく、皇祖の御血統をつぎ御精神をついで、我が國を統治遊ばすのであるから、我々が天皇に盡し奉る忠は疑ひもなく孝と一致する。忠と孝との二つは根本が一つである。本來既に忠孝一本なのである。

三 その後、我が國を形成する民族團體が次第に發展したので、最初この團體に加はつてゐなかつたものも、段々加はつて來た。これは皇室に對し奉つて血統關係を持つてゐないが、永い歴史の間には、血液上にも精神上にも、從來皇室に對して分家であつた臣民と同化

忠孝一致の
綜合家族制

したので、後世になつても依然として我が國民全體が皇室に對して分家としての秩序關係を保つて來た。

故に今日に於ても我が同胞すべてが、畏くも天皇を御家長と仰ぎ奉る一大家族の状態を保持してゐるのである。

我が國民の血は今日では全部が純粹に一つの祖先から流れ出たとは言へない。しかし先に述べたやうな歴史により、もとは異民族であつた人達の子孫も、皆天皇の赤子として等しく御仁政に浴してゐるのであるから、決して烏合の衆ではなく、親和した一大團體である。それ故大きさは太古に比して非常に増したが、今猶昔のままに血族團體の精神を傳承してゐる。

上古雄略天皇が「義は乃ち君臣にして情は父子を兼ね」と仰せられたことが、今日昭和の時代にも文字通りに存してゐるのは、何といふ目出たい、さうして尊いことであらう。

國力の發展

第十七課 戊申詔書(一)

一 我が國は七十年前に鎖國の夢から醒めて、列國と交りを修め、明治維新から天皇親政の御世となつたが、當時は國力が今日のやうに強大ではなく、歐米諸國と對等の交際が出来ない程であつた。しかしその後孜々として國力の發展を圖り、内は制度を改革し、立憲政治を布き、法典を編纂し、軍備を擴張し、教育を充實し、實業交通を發達させ、外は國境を南北に確定し、條約を改正して治外法權を撤廢し、關稅の自主權を確立することが出來た。

その間東洋の平和を維持する爲に、隣邦支那と戰を交へ、又ロシヤと干戈の間に相見えたが、幸にも、常に連戰連勝の勢であつたから、俄かに我が國光は揚り、日露戰役の後は世界の一等國となり、諸強國と大使を交換し、列國の中に重んぜられ、殊に東洋及び北太平洋の外交

日露戰役後の國情

界の中心として活動するやうになつた。これは明治天皇が勵精治を圖り給ひ、國民も忠君愛國の誠心を盡して努力した結果であることは申すまでもない。

二 かく國威の揚ると共に帝國の國際上の責任は益々重くなつた。日露戰役後軍備は大いに擴張され、樺太及び關東州の經營が始められ、鐵道は國有となつたので、戰爭により莫大の費用を使つて國民の負擔が非常に多くなつた上に、戰後の經營の爲、更に巨額の費用を支出したので、財政は著しく困難となつて來た。されば國民は皆、相誠めて大いに勤儉力行して國力の培養を計るべき時であるのに、徒らに戰勝の光榮に馴れて、奢侈遊惰に流れ、人心は浮華に陥り、戰時に舉國一致した緊張せる精神はゆるみ、堅實の風が失せ去らうとする傾向であつた。

三 明治天皇は深くこの時弊を御心配になり、明治四十一年十月

戊申詔書御下賜

十三日畏くも詔書を下して、この弊風を戒め、我々國民がこの時局に處すべき更新の道をお示し下さつた。時の干支により、これを戊申詔書といふ。今日はその當時から約三十年も隔たつてゐるが、我が國內外の情勢は益々國民の發奮を要するのである。我々はこの詔書を拜讀して天皇の有難い思召を拜受すると共に、大いに奮闘努力して聖旨に對へ奉らねばならぬ。次に謹んで詔書の御趣旨をお伺ひしよう。

第十八課 戊申詔書(二)

世界の趨勢

一 世界の文明は日に月に進歩して一日も停止しないが、それは一國一人の力によつて出來上つたものでなく、衆人の智を集め、何代も繼續し、國から國へと相互に移植し輸入した結果である。物質的文明に於ては有無相通じて厚生利用の道を圖るべきであり、精神的

國運發展の本

文化も廣く傳へて、益々發達を圖るべきものであるから、東西相倚り相助け、彼我相交換して福利を共にするのが、利益も多く、かつ共存共榮の思想にも叶ふものである。

二 個人に於ても何か事を成し遂げようとすれば、先づ健康を維持増進しなければならぬ。一國に於てもその通りであつて、外は列國と相對して、安りに侮を受けず、獨立の體面を保ち、内は文化をよく發達させて、海外にまで發揮し、又他國から輸入した文明の惠澤に與るには國力が貧弱であつては不可能である。

今日我が國は五大強國の一に伍してゐるが、軍事に關してはその勇武の精神に於て世界第一であるが、國防上の整備に就いては尙それを充實する必要もあり、又國力の内容は必ずしも安心が出來ぬ。教育・經濟・交通その他諸般のことに於て、改善を要し、發達を圖るべきことも多い。今日の國勢を維持し、益々國力の發展を計るには緊縮す

べきものは緊縮し、擴張すべきものは擴張しなければならぬ。それ故に宜しく上下一致協力して忠實その業に服し、勤勉にしてたゆまず、儉約にして奢るなく、産を治め富を致し、信實と正義とを以て言行を純良にし、風俗を醇厚にしなければならぬ。ところが反對に虚榮虚飾を喜び、實力なくして有るやうに見せかけたり、僥倖射利を喜んで正業を厭ひ、着實、勉勵を捨てるやうな弊風が現れてゐるやうである。戊申詔書を下賜せられた頃もさうであつたが、今日に於ても尙この點に遺憾なことが多いやうである。荒廢怠惰の邪意、浮華輕薄の惡風を排斥し、進修自ら彊めて息まないやうに勵まなければならぬ。一念こめて放てば石にも矢の立つた例があるではないか。

三 これらの道の手本を外國に求める必要はない。御歴代天皇が御みづから道を実踐して、國民に手本を示し給ひ、代々の國民は擧つて忠誠を盡し、愛國に勵み、畏れ多くも天皇が道に勵み給ふ大御心

皇祖皇宗の
御遺訓と國
史の成跡

を奉體して怠り給ふことがなかつたのであるから、この皇祖皇宗の御遺訓と國史の成跡中にある教訓とをよく恪こつみ守り、奮勵努力すれば國運はおのづから發展するに違ひがない。

明治天皇は内外の形勢かくの如き時に當り、特に臣民の協力、翼賛に依頼したまひ、益、明治維新の皇猷を擴張し、皇祖皇宗の御威徳を對揚するやうにと、いと御懇切に望ませられたのである。皇とは大の意、猷とは謀の義であつて、大きい謀を意味する。對揚とは目上の意志に答へることである。古來、我が國民はよく皇祖皇宗の御威徳に對揚し奉つた。我々現代の日本人たるものは常に油斷なく、皇祖皇宗の御威徳によく對揚し奉つて、明治天皇の聖旨を奉體することを怠つてはならぬ。

新制準據 昭和實業修身書 卷二終

昭和三十三年二月二十八日
文部省檢定濟
實業學校修身科用

昭和十二年七月二十九日印刷
昭和十二年八月三日發行
昭和十三年二月十七日訂正再版印刷
昭和十三年二月二十一日訂正再版發行

新制準據 昭和實業修身書
各卷 金四拾五錢



著作者	小西重直
發行者	京都市上京區河原町通丸太町下ル伊勢屋町四百六番地 永澤信之助
印刷所	京都市下京區西洞院通七條南入 内外出版印刷株式會社

發行所

永澤

金港堂

京都市上京區河原町通丸太町下ル伊勢屋町四百六番地

電話 振替
上京部③ 二二三
大京部 二三四
東阪部 二四四
九八一〇二五
番番番番

